

静岡市男女共同参画行動計画等進捗状況調査報告書

(令和2年度取組実績・令和3年度取組計画)

	(ページ)
I 進捗状況概要一覧	3～10
II 個別事業進捗状況一覧	11～28
III 参考資料	29～40

静 岡 市

I 進捗状況概要一覧

I 進捗状況概要一覧

1 全体の集計結果

評価/A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた C:男女共同参画の推進に寄与できなかった D:事業未実施 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	令和2年度の評価					備考
	A	B	C	D	—	
【基本目標1】男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し						
(1)男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供	0	0	0	0	2	
(2)固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実	6	0	0	0	0	
【基本目標2】人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進						
(1)男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実	3	1	0	0	0	
(2)学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進	9	1	0	1	0	
(3)男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	5	0	0	0	0	
(4)情報の発信・受信における人権尊重と男女平等の推進	5	0	0	0	0	
(5)多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実	1	1	0	0	0	
【基本目標3】男性にとっての男女共同参画の推進 重点目標						
(1)男性の家事・育児・介護への参画促進	6	2	0	1	0	
(2)男性の地域活動への参画促進	1	0	0	1	0	
(3)男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援	2	0	0	0	0	
【基本目標4】政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進 重点目標						
(1)市審議会等への女性の参画促進	2	1	0	0	0	
(2)市の女性職員の積極的登用	2	1	0	0	0	
(3)事業所における方針決定への女性の参画促進	5	1	0	2	0	
(4)女性の人材育成施策の充実	4	0	0	0	0	
(5)女性のキャリア形成と能力発揮への支援	7	1	0	0	0	
(6)女性の起業や再就職への支援	5	1	0	1	0	

評価/A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた C:男女共同参画の推進に寄与できなかった D:事業未実施 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	令和2年度の評価					備考
	A	B	C	D	—	
【基本目標5】 地域における男女共同参画の推進						
(1)地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進	2	0	0	0	0	
(2)男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進と連携	4	0	0	1	0	
(3)男女共同参画の視点を持った防災対策の推進	2	1	0	1	0	
(4)男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実	2	0	0	0	0	

【基本目標6】 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進 重点目標						
(1)雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進	3	0	0	0	1	
(2)事業所における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進	0	1	0	2	0	
(3)農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進	2	1	0	0	0	

【基本目標7】 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備						
(1)家事・育児・介護への男性の参画促進	8	2	0	1	0	
(2)多様なニーズに対応した子育て支援策の充実	18	6	0	0	0	
(3)多様なニーズに対応した介護支援策の充実	4	0	0	0	0	

【基本目標8】 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備						
(1)高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援	12	2	0	0	0	
(2)ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)への支援	4	0	0	0	0	
(3)貧困など様々な困難を抱える人への支援	2	0	0	0	0	
(4)外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備	2	0	0	0	0	
(5)性的指向・性自認・性別表現等ゆえに困難を抱える人への支援	3	0	0	0	1	

評価/A:計画通り実施(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた C:男女共同参画の推進に寄与できなかった D:事業未実施 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	令和2年度の評価					備考
	A	B	C	D	—	
【基本目標9】男女間のあらゆる暴力の根絶 重点目標						
(1)DVを生み出さない社会づくりの推進	15	1	0	0	0	
(2)身近で相談できる体制の整備	14	0	0	0	1	
(3)被害者の安全確保の徹底	7	0	0	0	0	
(4)被害者の自立支援の充実	21	0	0	0	1	
(5)DV防止推進体制の構築	7	1	0	0	1	
(6)性に基づくあらゆる暴力の防止対策の推進	0	1	0	0	0	

【基本目標10】生涯を通じた男女の健康支援						
(1)性差とライフステージに応じた健康支援	8	7	0	0	0	
(2)性や妊娠・出産等に関する理解の促進	3	0	0	0	0	
(3)誰もが相談できる体制の充実	12	1	0	0	1	

◆令和2年度実績

事業延べ件数	217	35	0	11	8	
実事業数	173	27	0	9	6	
実施率	95.7%					
	(内、A評価:82.8%、B評価:12.9%)					

静岡県DV防止基本計画 進捗状況概要一覧

計画の目標	基本目標	施策の方向性	令和2年度 進捗状況	評価別事業数
男女間のあらゆる暴力の根絶	1 DVを生み出さない社会づくりの推進	①市民に対する広報・意識啓発の充実	実施済事業数 7/7	A:6、B:1、C:0、D:0、-:0
		②暴力の未然防止・再発防止の取組の推進	実施済事業数 4/4	A:4、B:0、C:0、D:0、-:0
		③職務関係者のDVへの理解促進	実施済事業数 5/5	A:5、B:0、C:0、D:0、-:0
	2 身近で相談できる体制の整備	④相談体制の強化	実施済事業数 5/5	A:5、B:0、C:0、D:0、-:1
		⑤子どもに対する支援の充実	実施済事業数 4/4	A:4、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑥多様な被害者への配慮	実施済事業数 4/4	A:4、B:0、C:0、D:0、-:0
	3 被害者の安全確保の徹底	⑦緊急時における迅速な安全確保	実施済事業数 2/2	A:2、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑧被害者及び関係者に関する情報の保護	実施済事業数 4/4	A:4、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑨市域を越えた広域的な対応	実施済事業数 1/1	A:1、B:0、C:0、D:0、-:0
	4 被害者の自立支援の充実	⑩心身の回復に向けた支援	実施済事業数 2/2	A:2、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑪生活基盤を整えるための支援	実施済事業数 7/7	A:7、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑫多様な被害者への支援	実施済事業数 3/3	A:3、B:0、C:0、D:0、-:0
	5 推進体制の構築	⑬関係機関相互の連携強化	実施済事業数 3/3	A:3、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑭職務関係者に対する教育の充実	実施済事業数 1/1	A:1、B:0、C:0、D:0、-:0
		⑮DV防止に関する調査研究の実施	実施済事業数 2/2	A:2、B:0、C:0、D:0、-:1

【実施率】
 54/54(再掲を含まない) … 100%
 令和2年度に実施が予定されていた事業は全て実施した。

静岡市女性活躍推進計画 概要一覧

目指す姿

女性の“活躍したい”希望がかなうまち しずおか

基本目標

施策の方向性

令和2年度進捗状況

評価別事業数

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

重点

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- (3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

実施済事業数 5/9

A:4、B:1、C:0、D:4、-:0

実施済事業数 20/21

A:18、B:2、C:0、D:1、-:0

実施済事業数 2/2

A:2、B:0、C:0、-:1

2 職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備

重点

- (1) 経営者・管理職、男性の意識と職場風土の改革
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- (3) ハラスメントのない職場の実現

実施済事業数 6/7

A:5、B:1、C:0、D:1、-:0

実施済事業数 12/12

A:10、B:2、C:0、D:0、-:0

実施済事業数 0/0
※再掲事業が1あり

A:0、B:0、C:0、D:0、-:0

【実施率】

45/51(再掲を含まない) ... 88%

・実施できなかった事業6件の理由

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業を中止し

2-(1) 事業No.43 『令和4年度までに、審議会等委員に女性を40%登用』

① 女性委員の割合

公表年度	静岡市		参考		
			政令指定都市	国	
	割合	調査日		割合	基準日
平成17年度	24.4%	H17.4.1	28.2%	30.9%	H17.9.30
平成18年度	25.4%	H18.4.1	29.2%	31.3%	H18.9.30
平成19年度	25.6%	H19.4.1	29.7%	32.3%	H19.9.30
平成20年度	27.3%	H20.4.1	30.7%	32.4%	H20.9.30
平成21年度	28.1%	H21.4.1	31.9%	33.2%	H21.9.30
平成22年度	30.4%	H22.4.1	32.4%	33.8%	H22.9.30
平成23年度	31.7%	H23.4.1	32.5%	33.2%	H23.9.30
平成24年度	32.7%	H24.4.1	33.0%	32.9%	H24.9.30
平成25年度	31.7%	H25.4.1	33.3%	34.2%	H25.9.30
平成26年度	33.0%	H26.4.1	33.4%	35.4%	H26.9.30
平成27年度	31.5%	H27.4.1	33.7%	36.7%	H27.9.30
平成28年度	32.7%	H28.4.1	34.7%	37.1%	H28.9.30
平成29年度	32.4%	H29.4.1	35.3%	37.4%	H29.9.30
平成30年度	31.4%	H30.4.1	35.3%	37.6%	H30.9.30
令和元年度	31.4%	H31.4.1	35.4%	39.6%	R1.9.30
令和2年度	30.4%	R2.4.1	34.9%	40.7%	R2.9.30

② 女性委員のいない審議会の割合

公表年度	静岡市			参考		
				政令指定都市平均	国	
	割合	審議会数	調査日		割合	基準日
平成17年度	17.9%	19/106	H17.4.1	14.7%	1.0%	H17.9.30
平成18年度	15.7%	17/108	H18.4.1	13.0%	0.9%	H18.9.30
平成19年度	13.5%	14/104	H19.4.1	11.3%	1.8%	H19.9.30
平成20年度	15.5%	15/97	H20.4.1	10.5%	1.8%	H20.9.30
平成21年度	13.2%	12/91	H21.4.1	8.0%	2.8%	H21.9.30
平成22年度	9.1%	8/88	H22.4.1	6.5%	2.9%	H22.9.30
平成23年度	8.6%	7/81	H23.4.1	6.5%	2.8%	H23.9.30
平成24年度	7.6%	7/92	H24.4.1	7.3%	2.8%	H24.9.30
平成25年度	8.2%	7/85	H25.4.1	9.8%	2.7%	H25.9.30
平成26年度	9.2%	9/98	H26.4.1	9.5%	1.7%	H26.9.30
平成27年度	12.6%	12/95	H27.4.1	10.1%	1.7%	H27.9.30
平成28年度	6.2%	6/97	H28.4.1	8.0%	2.4%	H28.9.30
平成29年度	8.3%	8/96	H29.4.1	7.9%	3.3%	H29.9.30
平成30年度	12.6%	15/119	H30.4.1	7.7%	2.5%	H30.9.30
令和元年度	12.0%	15/125	H31.4.1	5.3%	1.6%	R1.9.30
令和2年度	11.1%	13/117	R2.4.1	9.5%	2.4%	R2.9.30

※1 政令指定都市の出典は、大都市男女共同参画行政主管者会議(H25～27)、H28～30及びH24年度以前は『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)』(H28～30、H24以前)による。個々の政令指定都市の調査日は不統一である。

※2 国の出典は、『国の審議会等における女性委員の参画状況調べ』(内閣府)による。

静岡市審議会等女性委員登用率

令和3年4月1日現在

審議会等登用状況 局別集計一覧

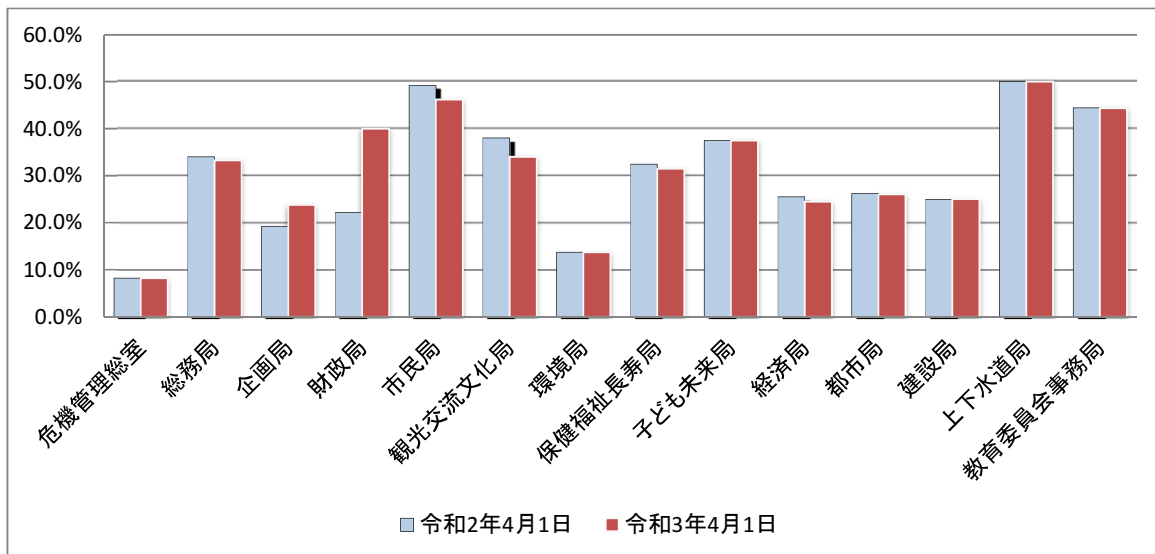
局部名	審議会数	うち女性委員不在の審議会数	男性委員(人)	女性委員(人)	委員合計(人)	女性登用率	前回調査(R2.4.1)	増減
危機管理総室	3	0	89	8	97	8.2%	8.2%	→
総務局	8	0	28	14	42	33.3%	34.0%	↘
企画局	2	0	16	5	21	23.8%	19.2%	↗
財政局	1	0	3	2	5	40.0%	22.2%	↗
市民局	8	0	35	30	65	46.2%	49.2%	↘
観光交流文化局	11	0	70	36	106	34.0%	38.0%	↘
環境局	7	4	63	10	73	13.7%	13.7%	→
保健福祉長寿局	39	3	486	224	710	31.5%	32.4%	↘
子ども未来局	4	0	25	15	40	37.5%	37.5%	→
経済局	15	1	111	36	147	24.5%	25.5%	↘
都市局	13	2	111	39	150	26.0%	26.2%	↘
建設局	2	0	12	4	16	25.0%	25.0%	→
上下水道局	1	0	5	8	13	61.5%	50.0%	↗
教育委員会事務局	10	2	52	39	91	42.9%	44.4%	↘
合計	125	12	1,106	470	1,576	29.8%	30.4%	↘

※調査基準日において、未組織・休止中(15件)の審議会等は除く。

静岡市行財政改革推進審議会、静岡市特別職報酬等審議会、静岡市競輪運営協議会、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会、静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会、静岡市芸術文化奨励賞審査委員会、静岡市美術品等審査委員会、静岡市障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会、静岡市特別養護老人ホーム整備運営事業者選考委員会、静岡市CSR企業表彰専門委員会、静岡市伝統工芸技術秀士顕彰審査委員会、静岡市中小企業技術表彰専門委員会、静岡市中央卸売市場青果部取引委員会、静岡市中央卸売市場水産物部取引委員会、静岡市消防審議会

調査対象外…… 静岡市交通安全対策会議

※女性委員不在の審議会 全125件中12件 割合:9.6% (前年4月1日 12.0%)



Ⅱ 個別事業進捗状況一覽

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●					④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	静岡市DV防止基本計画	静岡市女性活躍推進計画
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	65歳以上												
(基本理念)一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会																			
(8年後の目指す姿)ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか																			
認めあいまち																			
基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し																			
(1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供																			
1	ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施	関や県などの関係機関と連携しながら、ジェンダー統計(男女別統計)を活用した市民意識等に関する調査を実施します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	市職員を対象とする意識・実態調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市職員を対象とした意識・実態調査を行います。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実																			
3	市男女共同参画推進条例をはじめとする男女共同参画に関する法令の普及啓発	静岡市男女共同参画推進条例や、男女共同参画社会基本法など、各種法制度の普及啓発を行います。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	情報誌の発行による男女共同参画の啓発	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)の発行等により、市民に広く男女共同参画についての啓発を行います。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	男女共同参画に関する情報発信を行うグループの育成・支援	男女共同参画に関して情報発信するグループの育成や支援を行います。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6	男女共同参画の視点を持った絵本等の紹介	男女共同参画の視点を持った絵本等を広市民に紹介します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置	各課にユニバーサルデザイン推進リーダーを設置し、各課の事業におけるユニバーサルデザインの推進を図ります。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進																			
(1) 男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実																			
8	DV防止に関する講演会等の開催	DV防止等に関する講座や講演会を開催します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	人権の尊重に関する啓発活動の実施	人権の尊重をテーマとした各種啓発活動を実施します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	ジェンダーに関する専門的な学習の機会の提供	男性学・女性学などのジェンダー問題についての専門的な学習の機会を提供します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	道徳教育の充実	「しずおか学BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進																			
12	生涯学習施設等における啓発講座の開催	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	保護者に対する啓発	児童生徒の保護者に対する男女共同参画に関する啓発を行います。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向け出前講座を開催します。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	静岡県DV防止基本計画	静岡県女性活躍推進計画	
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳												65歳以上
16	男女共同参画関係団体への支援	男女共同参画関係団体の活動に関する支援を行い、団体の円滑化・活性化を促進します。					●	●	●	261	静岡県女性団体連絡会事業補助金を交付した。	261	A	新年婦人大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため直前まで中止となったがその他の事業は規模を縮小しながら実施することができた。	静岡県女性団体連絡会事業補助金の交付。	261	地域活動の活性化、地域女性団体のネットワーク拡充を図る団体の活動がさらに活性化できるよう、引き続き支援していく。	男女共同参画課		
17	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動における人材リストに、男女共同参画に係る人材を掲載し、市内各学校に周知します。	●	●						3,150	・市立小中学校の実施校数16校 ・総件数316件、のべ講師人数4,563人	1,683	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	3,068	・外部講師の人材バンクの幅を増やし、事業の実施校、実施件数の向上を目指す。	学校教育課		
18	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込みます。					●	●		—	—	—	A	講話に加え、演習も行うことにより、男女共同参画について啓発することができた。	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。また、生徒指導力に関する研修の一環として、「性の多様性研修」を実施する。	—	より自分と意識してもらえよう講話の内容を工夫する。静岡県男女共同参画推進条例や内閣府の資料、SDGsの視点も活用していく。	教育センター	1③ 4⑫ 5⑬	
19	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを推進します。					●	●		50	令和3年3月に、保育教諭を含む職員42人に対してLGBTQの研修を行った。	—	A	アンケート結果から理解度90.4%、自由意見欄では、「アンケートにおける性別の記載方法について改善しようと思った」「職場の全員に講演内容を周知したいいな」などの多様性に対する職員の意識や行動変容に繋がる意見が寄せられた。	性的少数者関連施策の研修を、保育教諭も対象として開催することで、男女共同参画の推進を図る。	50		男女共同参画課	1③	
20	中学生を対象とした男女共同参画の啓発	中学生向けの男女共同参画副教材を作成し、各学校での活用を促します。	●	●			●	●		291	中学生向けの男女共同参画副教材を作成し、各学校(全市立中学及び国・県・私立中学での希望校)での活用を促す。	299	A	「倫理研修」実施により、初任者及び中堅保育教諭が理解共有できた。	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修において「倫理研修」、男性保育教諭研修1回/年ずつ実施する。	—	男性保育教諭が増える中、職員それぞれが力を発揮し、園の保育力向上につなげていく。	こども園課	1③	
21	自立を育む職場体験学習推進事業	職場体験学習の実施にあたり、男女共同参画副教材の活用を促します。	●	●						83	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全校の職場体験学習を中止したため、キャリア教育担当者を実施し、キャリア教育の充実を図る。	—	A	「倫理研修」実施により、初任者及び中堅保育教諭が理解共有できた。	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修において「倫理研修」、男性保育教諭研修1回/年ずつ実施する。	—	男性保育教諭が増える中、職員それぞれが力を発揮し、園の保育力向上につなげていく。	—	1②⑥	
(3) 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進																		0	0	
22	国際理解・異文化理解を深める講座の開催	国際理解を深めるための講座や国際交流活動を実施します。	●	●	●	●	●	●		38	令和2年度は計87回、2,278人に対して国際理解講座を実施した。行政出前講座は、1件実施し、13人が参加した。	12	A	計画通り実施し、国際感覚豊かな人材の育成を図ることができた。	認定こども園や、生涯学習施設等で国際理解講座を実施する。また異文化理解促進の講座を開催し、国際感覚豊かな人材の育成を図る。	22	国際理解講座をより多くの世代に対して実施できるよう、各課と連携を図り講座実施対象を拡充する。	国際交流課		
23	国際的な情報の収集、提供	海外の情報や外国を紹介した雑誌、新聞など諸外国の情報が得られる図書資料などを収集し、提供します。	●	●	●	●	●	●		—	—	—	A	海外の情報を扱った新たな書籍を購入・配架し、国際的な情報の収集ができた。	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架するほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供する。	—	男女共同参画課			
24	青少年国際親善交流事業の実施	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養います。	●	●						100	ブラジル・パラグアイ出身の講師より、市内在住または通学の高校生に、南米文化を紹介してもらい、国際交流の機会を提供する。(1回)	—	A	コロナ禍で、海外との行き来が制限されている中、在日外国人から、自国の文化を介して紹介することで、国際交流を通じた多様な価値観の理解促進に寄与することができた。	静岡県国際交流員3名を講師として、それぞれの出身国の文化や来日のきっかけ等について話し合い、コロナ禍でも多文化に触れる機会を提供する。対象：市内中学生	100	毎年違う内容で実施しており、参加者数に差があるため、今年度広く周知を図る。	青少年育成課		
25	ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供	ジェンダー問題を国際的な視点から見つめ直すため、国連や各国の動き等国際的な動きについての学習機会を設けます。	●	●	●	●	●	●		—	—	—	A	日本の家事分担を特集とした情報誌を発行・配布することで、市民に対して人や国の不平等等について考える機会を提供した。	ジェンダー問題の国際的な動きについて、情報誌の発行等により学習の機会を設ける。	—	男女共同参画課			
(4) 情報の発信、受信における人権尊重と男女平等の推進																		0	0	
26	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインを庁内に周知するとともに、適宜見直しを行います。	●	●	●	●	●	●		—	—	—	A	職員が簡単にアクセスできる庁内掲示板にダウンロードできる状態としました。	庁内掲示板に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内で活用を図る。	—	男女共同参画課			
27	男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成	広報紙「広報すずおか」について、男女共同参画の視点に配慮した紙面作成を行います。	●	●	●	●	●	●		39,579	—	28,846	A	男女共同参画の視点に立ち、紙面を作成した。「性の多様性」について記事を掲載し、発表された。	広報紙の紙面作成においてイラストや文章表現などを男女共同参画に配慮した。また、広報紙4月号の中で性の多様性についてとりあげた。	39,378	より発表できるよう、今後も男女共同参画の視点で広報紙を編集する。	広報課		
28	各種報道機関を通じた男女の人権尊重に関する積極的な情報提供	男女の人権尊重について、新聞、テレビなどのマスコミを通じて積極的に情報提供を行います。	●	●	●	●	●	●		—	—	—	A	講演やイベント等の開催の周知により、人権尊重や男女共同参画の視点を持った情報発信を実施できた。	啓発講座やイベントの開催など年間13回の報道提供を行った。	—	講演やイベント等の開催、審議会の際などに積極的に報道提供を行う。	男女共同参画課		

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●					④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特別市DV防止基本計画	特別市女性生活支援推進計画	
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	65歳以上													
29	メディア・リテラシーをテーマとした講演会等の開催	メディア・リテラシーをテーマにした講演会等を開催します。			●			女性会館主催事業「メディア・リテラシーをテーマとした講演会等を開催する。	指定管理料に含む	高校生向けのライフキャリアデザイン講座の1コマでメディア・リテラシーに関する講座を実施した。(参加者17人)	指定管理料に含む	A	高校生を対象に、メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力の向上を支援した。	女性会館主催事業「メディア・リテラシーをテーマとした講演会等を開催する。	指定管理料に含む			男女共同参画課		
30	青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施	青少年に対して、携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に関する啓発を行います。	●	●	●	●	●	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのインターネット安全安心研修開催の助成	764	・啓発リーフレット 50,700部 ・各地区各学校での研修件数 20件	371	A	計画通り実施し、リーフレットの配布や研修により、広く啓発することができた。	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのネット安全安心研修開催の助成	360	より多くの方に啓発できるよう、周知方法を再検討する。		青少年育成課		
(5) 多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実																			0	0
31	「性の多様性」に関する啓発の実施	性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会の開催等を行います。	●	●	●	●	●	・啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。		性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座を4回実施した。 学芸出前講座(N015)でも性の多様性に触れた講座を実施した。 また、企業向けの性の多様性セミナーを1回実施した。		A	参加者に対して、性の多様性の理解促進をすることができた。	・啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。		市民・企業向け出前講座の専用チラシを制作し、周知を図る。		男女共同参画課		
32	「性の多様性」に関する職員の研修	性の多様性について、職員の理解を深め、市民対応及び職場対応を適切に実施するため、職員研修を開催します。				●	●	・管理職に対して性の多様性・性的少数者に関する研修を実施するとともに、ガイドラインの見直し・改定を行う。		管理職に対して性の多様性・性的少数者に関する研修を実施した。また、来年度にガイドラインを改定するための準備を行った。		B	性別欄の取り扱いなどについて、複数の部署から問合せがあり、各所属の業務の見直しが行われた。	・管理職・担当職員に対して性の多様性・性的少数者に関する研修を実施する。 職員ガイドラインの改定を実施する。		職場での影響力の大きい管理職に特化して研修を実施する。		男女共同参画課		
基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進																				
(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進																			0	5
33	各教室・相談の開催	夫婦がともに楽しく育児をし、子どもたちの健全な成長につなげていくための教室・相談を開催します。	●			●	●	育児に夫婦がともに参画し、楽しく育児するために育児教室、育児相談、講演会等を実施する。	11,129	①育児教室 245回 ②育児相談 316回	6,303	A	育児に関する知識の普及、助言に係る事業を行い、男女で協力し育児に参画できるよう支援を行うことができた。	育児に男女が参画し、楽しく育児するために育児教室、育児相談、講演会等を実施する。	11,377			子ども家庭課(各区分健康支援課)		
34	子育て支援制度についての情報提供	子育てハンドブック、子育て応援総合HP「ちやむ」等の媒体により、子育てに関するさまざまな情報を提供します。	●	●				子育てハンドブック20,000部を発行、子育て応援総合HP「ちやむ」の運営を通じ、子育てに関する情報提供を行う。	4,004	子育てハンドブックを20,000部発行し、子育て応援総合HP「ちやむ」を管理運営し子育てに関する情報提供を行った。	4,004	A	計画通り実施し、子育てに関する情報提供を行うことができた。	子育てハンドブックを20,000部発行し、子育て応援総合HP「ちやむ」を管理運営し子育てに関する情報提供を行った。	4,004	子育て当事者のニーズに合わせた情報発信を行ったため、子育てハンドブック及び子育て応援総合HP「ちやむ」の内容を検討する。		子ども家庭課		
35	介護等の支援制度についての情報提供	介護等に関する各種支援制度について、パンフレットや出前講座、ホームページ等による情報提供を行います。				●	●	・地域包括支援センター啓発のパンフレット及びポスターの作成。 ・介護保険パンフレット 45,000部印刷 ・出前講座 3回 ・ホームページの更新	532	地域包括支援センター啓発のパンフレット及びポスター5,000部作成。 1,611	292	A	パンフレット等により地域における高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの存在と機能を周知し、もって地域生活に困難を抱える高齢者及びその家族の支援に寄与した。	地域包括支援センター啓発のパンフレット及びポスターの作成。 1,617	328			地域包括ケア推進本部		
36	男性のための家事・育児・介護等の実践講座の開催	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催します。				●	●	・女性会館主催事業「男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座」を実施する。 ・男性のための家事・育児・介護等の講座を生産学習施設で実施	指定管理料に含む	50代以上の料理初心者の男性10人を対象に、簡単にできる家庭料理の調理実習を1回行った。 生産学習施設(無人館を除く)において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中5施設で実施(6事業)	指定管理料に含む	A	妻の介護が必要になった時や1人になった時に備え、生活スキルの獲得を支援するための講座を実施した。	女性会館主催事業「男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座」を実施する。	指定管理料に含む	育児や家事分野への男性の参画促進を目的とし講座の充実を図る。		男女共同参画課		
37	子育てパートナー事業の実施	普段子どもと触れ合う機会が少ない父親に対し、親子で触れ合いや父親同士の交流を促進するための事業を実施します。	●			●	●	子育てパートナー4地区4事業を実施する。	180	3地区3事業を実施した。	90	B	コロナ禍であっても、新しい生活様式に沿って開催内容に工夫が取られ、男性の育児参加に対する意識向上につながった。	子育てパートナー3地区3事業実施する。	180	新型コロナウイルス感染症防止対策を図り、主な活動場所を公園や生産学習交流館とし、土・日を中心に父親とその子どもを対象とした子育て支援事業を実施し、男性の育児参加に対する意識の向上につなげる。		子ども家庭課		
38	父親向けハンドブックの作成・配布	父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布します。	●					父親向けのリーフレットを発行する。	120	内閣府や民間事業者の作成した父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布した。	0	A	父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布し、父親の育児参画を促した。	父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布する。	120	内閣府や民間事業者等の作成した冊子を配布するとともに、それを補足する内容について情報発信を行う必要がある。		子ども家庭課		
39	介護講座の開催	基本的な介護技術を学ぶ講座を開催します。				●	●	広報活動とおして周知を図り、12月中旬に介護講座を開催する。	345	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	0	D	相模原10月号にて周知を図り、11月中旬各区分にて開催する。	329	新型コロナウイルス感染症の影響により開催の可否を判断する。			介護保険課		
(2) 男性の地域活動への参画促進																			0	1
40	働き方の見直し、休暇取得促進	働き方の見直しや休暇取得促進についての啓発を事業主や企業等に働きかけます。				●	●	新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和2年度は中止した。	(1,524)	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事業を中止した。	64	D	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、5社表彰いきいきワークスタイル通信の更新	1701	企業の取組意識向上のため、受賞企業の実績等の効果的な周知方法について検討していく。			1(1)② 1(2)⑧ 1(3)①		
41	生涯学習施設等における啓発講座(再)	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。				●	●	・地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 5)に含む	・静岡市女性団体連絡会 284人 ・しずおか女性の会 72人 ・静岡市しみず女性会 30人 その他生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施した。	(NO. 5)に含む	A	防災等についての講座を通じて、男女共同参画の啓発ができた。	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 5)に含む			時代即したテーマ・講師を選定し、あらゆる世代に対して、男女共同参画を啓発する。	男女共同参画課	
(3) 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援																			1	2
41	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業「メンズはつとラインしずおか」を実施する。	320	月2回(年間2日)電話相談日を開放し、年間83回の相談に応じた。特に、相談者自身の生活や人間関係についての相談が多かった。	285	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩み相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業「メンズはつとラインしずおか」を実施する。	320	より多くの方の相談に応じることができるよう、リピーターからの相談に対する対応時間が長くないよう相談員同士で情報共有する。			1② 2④ 2⑤	
42	男性を対象とした講座の開催	男性を対象とした生き方等に関する講座を開催します。				●	●	・女性会館主催事業「男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座」を実施する。	指定管理料に含む	50代以上の料理初心者の男性10人を対象に、簡単にできる家庭料理の調理実習を1回行った。	指定管理料に含む	A	妻の介護が必要になった時や1人になった時に備え、生活スキルの獲得を支援した。	女性会館主催事業「男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座」を実施する。	指定管理料に含む	育児や家事分野への男性の参画促進を目的とし講座の充実を図る。		男女共同参画課		

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所係課	⑭特開市DV防止基本計画	⑮特開市女性活躍推進計画	
			小中学生(0~12歳)	小学生(13~15歳)	中学生(16~18歳)	高校生(19~24歳)	40~64歳	65歳以上													
(4) 女性の人材育成施策の実施																					
56	人材育成事業の充実	市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てます。 地域や社会の課題を解決するスキル習得の学習機会と、課題解決に向けたチャレンジの場を提供し、市政や行政の担い手となるまちづくりを担うチームシップに富んだ人材を養成します。	●	●	●	●	●	●	●	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。 ①地域団体の役員等を対象とした公開講座の開催(全1回)、42名受講。 ②静岡市人材養成塾「地域デザインカレッジ2020(調査・実践編)」の開催(全6回)、12名受講。	4,956	1,615	A	「50代から始めるセカンドキャリアデザイン」をテーマに講座を行い、定年後の働き方や人生設計を考えたセカンドキャリアを考える機会を提供できた。 各講座を通じて、シニアズンシップに富んだ人材を育成し、地域における多様な参画を推進した。	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。 静岡市人材養成塾「地域デザインカレッジ2021(自治会編)」の開催(全5回)	4,586	講座を通じ、地域における多様な参画が促されるような取組を推進していく。	男女共同参画課		1(2)⑥	
57	女性の人材リソースの更新・活用	さまざまな分野で活躍する女性の人材を登録し、リストを充実させるとともに定期的に更新し、活用を促します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	審議会等を所管する各所管を通じて、女性役員25名に対し入会リストへ登録するよう求める文書を送信し、このうち10名を登録した。	審議会等を所管する各所管と協力し、女性の人材リソースの充実へ努めた。	—	—	男女共同参画課		1(2)⑥		
58	女性学級	女性が現代的課題等について学び、従来の性別役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目指すとして女性学級を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	女性が現代的課題等について学び、従来の性別役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目指すとして女性学級を開催し、女性の人材育成に寄与した。	—	—	—	—	生涯学習推進課		1(2)⑥	
(5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援																					
59	女性の就労支援事業の実施	女性を対象とした各種就労支援講座やキャリアカウンセリングを実施します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	「意見や意思を引き出すメタファシリテーション体験(全1回)」を実施した。	女性16人が意見や意思を引き出すために役立つメタファシリテーションスキルを学び、女性のキャリア形成の促進にできた。	女性会館事業:女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	—	—	時代に応じた講座、開催方法について検討し、様々な境遇の女性のキャリア支援を行う。	男女共同参画課	4⑩	1(2)② 1(2)⑦ 1(2)⑧
60	地場産業後継者育成事業の実施	地場産業後継者育成事業を通じて、女性の地域産業の担い手を育成します。	●	●	●	●	●	●	●	9,060	4,812	B	①現場実習型支援事業 1名 ②現場実習型支援事業 4名 ③独立支援事業 1名 ④雇用奨励金 0名	伝統工芸技術習得を支援し、女性職人のキャリア形成と能力発揮に寄与するとともに、労働環境整備に貢献することができた。	(地場産業後継者育成事業) ①現場実習型支援事業 5名 ②現場実習型支援事業 8名 ③独立支援事業 3名 ④雇用奨励金 0名	9,720	技術習得の着実性を高めるため、支援対象者を慎重に選定していく。	産業政策課		1(2)⑤	
61	女性ロールモデルの紹介	女性のキャリア形成を支援するために、身近な女性ロールモデルを紹介する事業を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	Jo-Shizuメンターバンクの稼働状況登録者数年度末累計154人、メンタリング実施6件、他機関へのメンター紹介14人、メンターフェスと題した「聴く」だけでなく「話す」がまじった「Zoom」で1回実施した。	メンター20名が交流会に参加し、SDGsの理解を深めるとともに、キャリア形成への意識を相互に高めることができた。	女性会館事業:メンターバンク事業を実施する。	—	—	男女共同参画課		1(2)①	
62	「ママきらっカフェ」の開催	仕事や地域で活躍したい子育て中・育休中のママのために、スキルアップのためのセミナーや地域活動などを紹介し、つなげる「ママきらっカフェ」を子育て支援施設などで開催します。	●	●	●	●	●	●	●	1,995	1,925	A	女子きらっカフェ 6回開催(うち1回オンライン)、延べ72名が参加した。	カフェ参加者の満足度が98.6%、そのほかの項目も7%を超え、仕事先に対して前向きな気持ちになるとともに、就業意欲へつながることができた。	女子きらっカフェ 3回開催 ※静岡市内で開催 オンライン開催やワールドカフェ形式で実施	800	コロナ禍を踏まえ、オンライン手法の導入や困難を抱える女性の支援となるテーマを設定を行う。	男女共同参画課		1(2)①	
63	本社機能転移・拡充推進事業	人材育成事業において、コンタクトセンター人材の掘り起こし、人材確保支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	260	200	A	「ママきらっカフェ」を2回開催。子育て中・育休中のママに対し、社会復帰に向けての動機づけ講座を実施する。R1.11からR2.1.1の間で2回の開催を予定。	新型コロナウイルス感染症防止対策を固くして、子育て中・育休中の母親の社会復帰に向けた動機づけを計画通り実施できた。	新型コロナウイルス感染症防止対策を固くして、子育て中・育休中の母親の社会復帰に向けた動機づけを計画通り実施できた。	260	子育て中、育休中のママが、コロナ禍での閉塞感、孤独や孤立を感じることはないよう、社会復帰に向けた動機づけ支援ができるよう、講座内容について講師と検討していく。	子ども未就課		1(2)①	
64	ダイバーシティ in 静岡	地方創生に向けた包括連携協定を締結した構保ジャパン㈱と、女性活躍推進に向けた女性の異業種交流会を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	220	0	A	誘致したコンタクトセンターへの支援として、大学や就労支援機関と連携したオペレーター人材の掘り起こし及びスキルアップを兼ねた人材育成講座を1回実施した。参加者80名。	11月に大学生向けにオペレーター人材の掘り起こし及び電話対応のスキルアップを兼ねた人材育成講座を1回実施した。参加者80名。	誘致したコンタクトセンターへの支援として、大学や就労支援機関と連携したオペレーター人材の掘り起こし及びスキルアップを兼ねた人材育成講座を実施する。 ※しずおか女子きらっプロジェクト事業	168	昨年度のアンケート結果等を踏まえ、より充実した講座内容となるよう、講師と調整していく。	産業振興課		1(2)①	
65	学生を対象とした講座等の実施	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	200	200	A	交流会を3回以上開催(うち1回は、人事総務担当向けを書面開催)	交流会を3回以上開催(うち1回は、人事総務担当向けを書面開催)	交流会を3回以上開催(うち1回は、人事総務担当向け)	200	コロナ禍でも安心して交流会に参加できるようオンライン開催を検討する。	男女共同参画課		1(2)①	
66	産学交流センターを中心とした起業家の支援	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業振興課		1(2)③	
67	起業についての相談窓口の充実	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業振興課		1(2)③	
68	就労支援講座の開催	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	D	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業政策課		1(2)② 1(2)⑨	
69	労働問題や再就職に関する相談の実施	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	349	317	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	349	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	産業政策課		1(2)⑦ 1(3)②
70	女性の就労を支援する学習機会の提供	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	男女共同参画課		1(2)② 1(2)⑨	
(6) 女性の起業や再就職への支援																					
66	産学交流センターを中心とした起業家の支援	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業振興課		1(2)③	
67	起業についての相談窓口の充実	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業振興課		1(2)③	
68	就労支援講座の開催	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	D	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	産業政策課		1(2)② 1(2)⑨	
69	労働問題や再就職に関する相談の実施	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	349	317	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	349	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	産業政策課		1(2)⑦ 1(3)②
70	女性の就労を支援する学習機会の提供	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	—	—	A	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	得業への不安を抱きかちな女子高校生が、得業主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるライフキャリア支援のための講座を開催します。	—	—	男女共同参画課		1(2)② 1(2)⑨	

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市女性生活支援計画
			乳幼児(0~5)	小学生(6~12)	中学生(13~18)	高校生(19~24)	40~64歳	65歳以上												
71	建設業で活躍したい女性への支援	建設業の担い手育成のための、女性の建設業への就業を支援します。	●	●	●	●			・年間を通して、随時、HPにてみてきわって建設NOW!に現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者のキャリア形成を支援するための研修を開催する。(1回実施予定:8月) ・建設業の魅力や伝える事業(総合評価方式の運用、インタビューシナリオほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切れるための生産性向上(善手日選択制度、ICT施工、ASPほか)	1,173	・事業名:しずおか建設まつり(中止) ・女性技術者のキャリア形成支援研修(1回開催) 参加者:55名(市内13名、他自治体・民間参加者) ・建設業の魅力を伝える事業(総合評価方式の運用、インタビューシナリオほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切れるための生産性向上(善手日選択制度、ICT施工、ASPほか) 新たに7名の女性技術者の紹介を追加	879	B	・しずおか建設まつりは中止となったが、他イベントやHPを通して建設業で活躍する女性技術者を紹介し、男性だけでなく女性の活躍する場があることをアピールし、働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性技術者のキャリア形成を支援するための研修会を開催した。	年間を通して、随時、HPにてみてきわって建設NOW!に現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者のキャリア形成を支援するための研修を開催する。(1回実施予定:8月) ・建設業の魅力や伝える事業(総合評価方式の運用、インタビューシナリオほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切れるための生産性向上(善手日選択制度、ICT施工、ASPほか)	4,638	建設業の魅力を伝える事業(総合評価方式の運用、インタビューシナリオほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切れるための生産性向上(善手日選択制度、ICT施工、ASPほか)	技術政策課		1(2)④
72	就職したい女子学生への支援	首都圏に進学した女子学生の市内への就職を促進します。					●		首都圏で進学した女子学生を対象に、特開市内で活躍する女性との交流会(年1回)を開催し、市内での就職を促進する。	133	オンラインにて1回開催した(当日参加学生14名)	12,433(委託事業の一部)	A	対面式の実施ができなかったが、オンライン実施することで、首都圏の大学等に通う女子学生に対し、市内で活躍する女性社員と交流ができる場を提供することができ、市内で働く魅力を発信することができた。	首都圏で進学した女子学生を対象に、特開市内で活躍する女性との交流会(年1回)を開催し、市内での就職を促進する。	12,025(委託事業の一部)	オンライン実施にしたことについて、参加者の満足度は高かったが、学生の参加率の低さで対面式よりも効果感が伸びづらかったため、より効果的な周知の方法を検討する。	職業労務課		1(2)⑧
基本目標5 地域における男女共同参画の推進																				
(1) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進																		0	0	
73	地域団体役員への男女共同参画への理解促進	啓発情報誌等の配付等により、地域団体役員への男女共同参画に関する理解促進を図ります。					●	●		自治会連合会長あて男女共同参画情報誌Pas a pas(パ・ザ・パ)を配付する。	—	A	男女共同参画情報誌Pas a pas(パ・ザ・パ)を通して、自治会町内会において男女共同参画の啓発ができた。	自治会連合会長あて男女共同参画情報誌Pas a pas(パ・ザ・パ)を配付する。	—		男女共同参画課			
74	地域における男女共同参画講座の開催	各地域の生涯学習施設等において講座を開催し、地域における男女共同参画の推進を図ります。					●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。(講演会12回、延参加者数386人)	(NO. 51含む)	834	A	防災等についての講座を通して、男女共同参画の啓発ができた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	836	時代に即したテーマ・講師を選定し、あらゆる世代に対して、男女共同参画を啓発する。	男女共同参画課		
(2) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進と連携																		0	0	
75	NPO・ボランティア活動に関する相談支援および活動に関する情報の収集・提供	NPO活動、地域活動、ボランティア活動等市民活動団体に対し情報を提供するなどその活動を支援するとともに男女共同参画を促進します。					●	●	●	「ここからネット」を活用し、男女共同参画を目的とした団体をはじめ、様々な市民活動に対する情報提供等を行う。	2,839	2,839	A	「ここからネット」を介した情報提供により、男女共同参画を目的とした団体をはじめ、様々な市民活動に関する情報の周知広報を行うことができた。	「ここからネット」を活用し、男女共同参画を目的とした団体をはじめ、様々な市民活動に関する情報の周知広報を行う。	2,839	引き続き「ここからネット」を活用し、男女共同参画を目的とした団体をはじめ、様々な市民活動に関する情報の周知広報を行っていく。	市民自治推進課		
76	市民活動センターによる市民活動支援	市民活動促進のための拠点施設の運営を行うことで、男女共同参画を推進します。					●	●	●	審判及び清水市民活動センターにおける女性団体を始めとした市民活動団体の活動支援を行った。	59,185	59,479	A	計画どおり事業を実施することにより、審判及び清水市民活動センターにおいて女性団体を始めとした市民活動団体の活動支援を行うことができた。	審判及び清水市民活動センターにおける女性団体を始めとした市民活動団体の活動支援を行う。	61,475	引き続き、審判及び清水市民活動センターにおける女性団体を始めとした市民活動団体の活動支援を行う。	市民自治推進課		
77	市民団体との協働による講座の開催	市民との協働により、講座・講演会等を開催し、協働事業を通して市民団体間の交流を促進します。					●	●		女性会館事業、R元年度延期した講座「身近な人がアスペルガーかな?と思ったら」を当事者団体と協働で開催	指定管理料に含む		A	NPO法人や当事者団体等との協働により、講座内容の充実を図り、幅広く広報することができた。	女性会館事業、R元年度延期した講座「身近な人がアスペルガーかな?と思ったら」を当事者団体と協働で開催	指定管理料に含む		男女共同参画課		
78	男女共同参画を推進する団体の育成と活動支援	地域において男女共同参画を推進する団体や人材を育成する効果的な手法を検討しつつ、その活動支援や情報提供を行います。					●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画に関する講演会の開催を委託し、活動を支援する。(講演会12回、延参加者数386人)	(NO. 51含む)	834	A	防災等についての講座を通して、男女共同参画の啓発ができた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	836	時代に即したテーマ・講師を選定し、あらゆる世代に対して、男女共同参画を啓発する。	男女共同参画課		
79	男女共同参画に関する学習グループの活動を発表する場の提供	男女共同参画に関する学習グループ間の交流と情報交換を行い、活動発表の場を提供します。					●	●		女性会館事業、アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と養生生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む		D	不特定多数の来館者が予想されるため、新型コロナウイルス感染症対策として、開催を中止した。	女性会館事業、アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と養生生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む		男女共同参画課		
(3) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進																		0	0	
80	女性消防団員の入団促進	消防団員における女性の割合の増加を図るため、積極的に女性の募集を行います。					●	●	●	令和元年度同様に年間計画に基づき訓練を行い、演技の曲目を増やすことにより、学園祭や出初、他部局主催事業等への出演を行い、より広く市民へPRし、女性団員の募集を行う。	2,459	127	B	新型コロナウイルス感染拡大により各種イベントが中止になり、カマーガード隊による広報活動も中止を余儀なくされたが、157人の市民が消防団員に入団し、その内8人が女性であった。	新型コロナウイルス感染拡大の状況による広報活動は実施できなかったが、R2年1月1日現在消防団員2375人中69人の女性が活躍している。	1,342	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視しつつ、訓練及び出初による広報活動を実施し、女性団員の募集を行う。	警防課		
81	男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する出前講座の実施	男女共同参画の視点を持った避難所運営マニュアルを活用した出前講座を実施します。					●	●	●	女性視点のHUG(避難所運営マニュアル)を実施。貴が作成した「避難所運営マニュアル」を活用し、男女共同参画の視点を持つよう指導する。	—		A	「5 地域における男女共同参画の推進」における(3)男女共同参画の視点を持った防災対策の推進に寄与した。	女性視点のHUG(避難所運営マニュアル)や出前講座を実施。貴が作成した「避難所運営マニュアル」等を活用し、男女共同参画の視点を持つよう指導する。	—	より多くの区に発表できるよう、HUG訓練に限らず、各種訓練及び出前講座でも、男女共同参画の内容を含めるようとする。	危機管理総室		
82	防災講演会の開催	自主防災組織を対象とした防災講演会で、災害時における女性の視点や、性の多様性を意識したテーマを検討する。					●	●	●	「東日本大震災から10年」をテーマに、講演会の中で女性の視点等の内容を盛り込む。	246	—	D	事業の中止	コロナ禍のため、実施の可否を検討中	230	事業の優先順位を再検討する。	危機管理総室		
(4) 男女共同参画の推進拠点としての特開市女性会館の機能充実																		0	0	
83	特開市女性会館における講座・講演会の開催	市の男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画の推進のための講座や講演会を開催します。					●	●	●	女性会館事業、計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む		A	幅広い世代に、時代のニーズに沿ったテーマの講座や講演会等を実施し、男女共同参画の推進に努めた。	女性会館事業、計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む		男女共同参画課		
84	多様で複合的な困難を抱える男女への支援	多様で複合的な困難を抱えている人に対して、個別相談や共通の体験をしている人が安心して集まることのできる場を設けることで、その解決を支援します。					●	●		女性会館事業、ひとり親の女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む		A	「夫が心の不調になつたら〜共働れにならない!」(全10回)のべ14人参加。ゆがみの治療経験者を対象にした「がむ×ライフスタイル」をデザインする(全10回、22人参加)を開催した。	女性会館事業、継続を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む		男女共同参画課		

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●					④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市女性活躍推進計画				
			乳幼児(0~5歳)	小学生(6~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳													40~64歳	65歳以上		
37(再)	子育てバリエーション事業の実施	普段子どもと触れ合う機会が少ない父親に対し、親子で一緒に楽しむ親子以上の交流を促進するための事業を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	子育てバリエーション4地区4事業実施する。	180	3地区3事業を実施した。	90	B	コロナ禍であっても、新しい生活様式に沿って開催内容に工夫が取られ、男性の育児参加に対する意識向上につながった。	子育てバリエーション3地区3事業実施する。	180	新型コロナウイルス感染症防止対策を固め、主な活動場所を公園や生涯学習センターと、土・日を中心に父親とその子どもを対象とした子育て支援事業を実施し、男性の育児参加に対する意識の向上につなげる。	子ども未課	2(1)①
38(再)	父親向けハンドブックの作成・配布	父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布します。	●										父親向けのリーフレットを発行する。	120	内閣府や民間事業者の作成した父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布した。	0	A	内閣府や民間事業者の作成した父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布し、父親の育児参画を促した。	父親の子育てへの関わり方・役割等を掲載した啓発冊子を配布します。	10	内閣府や民間事業者等の作成した冊子を配布するとともに、それを補足する内容について情報発信を行う必要がある。	子ども未課	2(1)①
39(再)	介護講座の開催	基本的な介護技術を学ぶ講座を開催します。											広報活動をおして周知を図り、12月中旬に介護講座を開催する。	345	新型コロナウイルス感染症により中止した。	0	D	—	前年度10号にて周知を図り、11月中旬各々に開催する。	328	新型コロナウイルス感染症の影響により開催の可否を判断する。	介護保険課	2(1)①
(2) 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実																							
92	児童相談所一時保護所の運営	家庭その他の相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況を的確に把握し、個々の児童や家庭に必要の処遇を行う中で児童の福祉を守り、その権利を保護します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	相談対応(件数見込) 2,542件 面接・相談・指導 運営実施 児童の一時保護(見込) 239件	1,108,915	相談対応 2,433件 面接・相談・指導 運営実施 児童の一時保護(見込) 239件	1,077,462	A	児童に関する相談機関として、家庭そのものを支援することができた。	相談対応 2,433件 面接・指導 運営実施 児童の一時保護(見込) 239件	1,093,188	児童、家庭に対して適切に支援できよう、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所	2⑤
93	多様な保育サービスの提供	一時預かり、延長保育等の多様な保育サービスの提供により、子育てを支援します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私立こども園、私立保育園、小規模保育施設において、一時預かり86園、延長保育86園を実施する。	335,521	一時預かり事業:99園 延長保育:82園	240,859	A	多様なニーズに対応した子育て支援が提供できた。	私立こども園、新制度幼稚園、私立保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設において、一時預かり115園、延長保育102園を実施する。	288,232	—	幼保支援課	2(2)①
94	ファミリーサポートセンターの運営	育児を援助したい人、育児の援助を受けたい人の会員組織で、地域において育児に関する相互扶助を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	子どもの一時的な預かりや移動支援などが必要とする子育て家庭を援助するための、援助を受けた会員と援助を行った会員との相互互助を支援する。(緊きず含む)	29,766	ファミリーサポートセンター年間活動件数7,133件 近郊サポートセンター年間活動件数222件	29,757	B	コロナ禍で新しい生活様式を踏まえた職場環境が整ったこともあり、利用件数は微減ではあるが、共働き家庭などが子育てしやすい環境になるよう支援できた。	子どもの一時的な預かりや移動支援などが必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けた会員と援助を行った会員との相互互助を支援する。(緊きず含む)	30,035	共働き家庭などが安心して働きながら子育てできる環境を提供するため、サポート活動を担当の員を確保に努めていく。	子ども未課	2(2)③
95	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育する者が家事・育児の困難な家庭、3歳未満の子を二人以上養育する家庭、妊娠中で体調不良のため家事が困難な家庭にヘルパーを派遣する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	利用世帯260世帯	2,072	利用世帯251世帯	2,054	A	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行うことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯260世帯	1,544	—	子ども家庭課	4⑩
96	子育て短期支援事業	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3施設で実施 延べ利用日数181日	961	3施設で実施 延べ利用日数171日	951	A	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時的に保護が必要となる母子を施設で預かるという支援が行われた。	3施設で実施 延べ利用日数170日	1,234	—	子ども家庭課	4⑩
97	各地域における子育て支援の実施	地域子育て支援センターの運営やあそび・子育ておしゃべりサロンの実施等により、地域の子育てを支援します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	子育て支援センター21か所の運営及び子育てに関するノウハウを有する市内公立認定こども園で親子のふれ合いや育児相談・育児講座を実施する。	284,490	子育て支援センター21か所を運営した。 市内公立認定こども園においておしゃべりサロンを実施した。	274,239	A	育児相談、子育て講座などにより子育て支援に寄与できた。	子育て支援センター21か所の運営及び子育てに関するノウハウを有する市内公立認定こども園で親子のふれ合いや育児相談・育児講座を実施する。	287,045	子育て支援センターの運営及び公立こども園でのおしゃべりサロンを実施し、新型コロナウイルス感染症の対応をしながら親子のふれ合いや育児相談ができる環境を整えていく。	子ども未課	2(2)③
98	母親クラブの活動の支援	児童の健全育成を図る母親・父親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を補助します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施する。	765	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施した。	612	A	地域の母親によるイベントの開催により子育て支援に寄与できた。	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施する。	765	母親クラブへの補助を実施し、地域の子育て支援の活動を推進していく。	子ども未課	2(2)③
99	保育料の保護者負担の軽減	保育料における保護者負担を市費補填により軽減します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	国基準に対し、約40%軽減する。	1,025,359	国基準に対し、約34%軽減。	1,005,438	A	保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることができた。	国基準に対し、約34%軽減する。 ※令和2年度から0歳から2歳の課税世帯のみが対象。	1,004,470	—	幼保支援課	2(2)①
100	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 1回 進行管理会議:各区4か月に個別ケース検討会議 随時	553	代表者会議:実施なし 実務者会議:定例会30回 進行管理会議:9回 提示ケース:64ケース 個別ケース検討:46ケース	71	A	要保護児童等への支援に関しては、母親を親と限定せず、当該児童を養育する家庭環境等多角的視点を持つ協議を行った。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	541	—	子ども家庭課	—
101	家庭児童相談室の運営	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要助言を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	養・駿河・清水区子育て支援課内家庭児童相談室で、子どもや家庭に関する様々な相談に対して、直接や家庭訪問等で対応。	597	子どもや家庭に関する様々な相談に応じた。 相談受付件数2,047件	319	A	家庭児童相談室で対応する子育て世帯の状況やニーズは多様多岐であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	養・駿河・清水区子育て支援課内家庭児童相談室で、子どもや家庭に関する様々な相談に対して、直接や家庭訪問等で対応。	578	—	子ども家庭課(各協議専任母子子育て支援課)	2⑤
102	児童館の運営	児童館において、遊びをおして児童の健全育成を図るとともに児童に関する地域活動の育成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市内12館の児童館の運営(指定管理12館)	227,024	市内12館の児童館の運営(指定管理12館)	228,856	B	新型コロナウイルス感染症防止対策により事業計画に沿った事業業務が行えなかったが、様々な工夫を図った上で事業計画に変わるイベント等を実施することができた。	市内113館の児童館の運営(指定管理13館) 7月1日から休館いはら児童館開館予定のため13館となる。	240,348	新しい生活様式を踏まえ、指定管理者の特許ノウハウやネットワークを活用し、具現化するような取り組みを検討していく。	子ども未課	—
103	放課後児童クラブの運営	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市内83か所の児童クラブを運営	1,063,003	市内83か所の児童クラブを運営	942,424	A	計画どおりに児童クラブを運営するとともに、新たな整備と連携することで待機児童が減少し、保護者の多様なニーズに対応することができた。	市内83か所の児童クラブを運営	1,110,787	運営数や申請数が増加する中で、配慮を要する児童や事務負担も増大しており、支援員の確保が課題となっている。	子ども未課	2(2)②
104	地域学校協働活動推進事業(放課後子ども教室の実施)	放課後に学校施設を活用し、地域住民の参画により、放課後児童クラブを利用する児童を合わせた全ての児童を対象に、安全安心な環境で子どもたちの遊び及び学習の場を提供し、次世代を担う人材を育成します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	新規校舎6校追加した31校の小中学校で放課後子ども教室を実施した。また、参加児童の満足度については、約98%となった。	125,263	新規校舎6校追加した31校の小中学校で放課後子ども教室を全2校で実施する。	57,521	A	放課後子ども教室を実施することで、共働き家庭の子どもたちの安全・安心な居場所づくりができた。	地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室を全2校で実施する。	103,496千円の一部	放課後子ども教室実施校をさらに拡充し、総合的な児童対策を推進する。	教育総務課	2(2)②
105	障害児放課後対策レスパイト事業の実施	障害のある子どもたちの親や養育者の生活を支えるために、放課後の一時預かりを行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	重度身体障がい児の放課後預かりを実施する団体への補助金交付を行う。	4,478	計画どおり重度身体障がい児の放課後預かりを実施し、運営団体への補助金交付を行った。	4,292	A	重症身体障がい児のいる家庭のニーズに対応した子育て支援ができたため。	重度身体障がい児の放課後預かりを実施する団体への補助金交付を行う。	4,478	利用者が減少しているため、今後の事業の方向性について運営団体と協議を行う。	障害福祉企画課	—
106	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子ども医療費の一部を助成します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,594,100	100,279人の子どもに子ども医療費受給者証を交付し、1,035,171件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	2,216,207	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成することで、経済的負担の軽減、入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,295,252	—	子ども家庭課	—
107	特定優良賃貸住宅子育て支援事業の実施	中堅所得者を対象とした優良賃貸住宅を確保した事業に対して、小学校6年生までの子どもを扶養する入居者の負担軽減のため、家賃減額に係る補助を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2棟25戸に對して、家賃減額に係る補助を実施する予定。	3,327	1棟5戸に對して、家賃減額に係る補助を実施した。	1,570	B	優良賃貸住宅の提供により、安心して子育てができる環境づくりに貢献できた。	令和2年度の実績を考慮し、1棟5戸に對して、家賃減額に係る補助を実施する予定。	2,957	—	住宅政策課	—
108	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続的な支援の実施。	94,628	乳幼児相談支援 対象者数 6,136人 乳幼児訪問 延件数 2,607件 電話・面接による相談件数 13,051件	80,789	A	乳幼児に関する相談事業を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	86,397	—	子ども家庭課(各区域健康支援課)	4⑩

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭特南市DV防止基本計画	⑮特南市女性活躍推進計画		
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	40~59歳	65歳以上														
基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶																						
(1) DVを生み出さない社会づくりの推進																						
144	市職員への研修の実施	市職員を対象として男女共同参画についての研修を実施します。	●	●	●	●	●	●	市職員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	50	DV被害者対応と内容とした庁内研修を実施し、44人が参加。	20	A	DVについての基礎知識を学び、被害者等への二次被害の防止や適切な対応が図られるようにした。	市職員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	20	講師・テーマ選定、開催時期について検討する。	男女共同参画課	1① 1②			
145	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画情報誌やHP等を活用し、相談先の周知などDV防止に関する情報を提供します。	●	●	●	●	●	●	市HPに配備者暴力相談支援センターなどの相談先情報や、国の機関から新たに提供されるデータの掲載を行う。	—	市HPの内容を更新し、国・県のDV相談機関についての情報を追加で掲載した。	—	A	DVについての正しい知識・相談機関を周知することができた。	市HPに配備者暴力相談支援センターなどの相談先情報や、国の機関から新たに提供されるデータの掲載を行う。	—	国等の新たなデータを収集し、DVを未然に防ぐための適切な情報を提供する。	男女共同参画課	1① 1②			
146	DV・児童虐待防止啓発運動の実施	DVや児童虐待等を予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施します。(オレンジ&パープルポリンキャンペーン)	●	●	●	●	●	●	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間(12日～25日)において庁内展示、及び公共施設での「パープルライトアップ」など、意識啓発運動を行う。	5	11月の啓発期間において、鞆野公園開港場(ひつじさやぐら)及びあおい塔のパープルライトアップを実施した。 ・鞆野城下・ランド・パルクフェスティバルにおいて、ランナー(パープル)リボンを着用してもらった啓発を実施した。 ・庁舎1階で展示を実施しての啓発を実施した。	5	A	暴力を生み出さない社会の実現に向けて、市民に対して様々な形でのDV防止の啓発ができた。	市HPに配備者暴力相談支援センターなどの相談先情報や、国の機関から新たに提供されるデータの掲載を行う。	5	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間(12日～25日)において庁内展示、及び公共施設での「パープルライトアップ」など、意識啓発運動を行う。	—	男女共同参画課	1①		
147	DV等に関する正しい理解の普及	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供等を実施します。	●	●	●	●	●	●	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供等を実施する。	1,262	清水エスバリスとの協働事業、オレンジリボンアップの実施、県事業(オレンジリボンたすきリレー)の共催実施 等	1,173	A	DVや児童虐待の予防・根絶への意識啓発を実施できた。	啓発活動の実施	1,262	啓発活動の実施	—	子ども家庭課	1①		
148	母子保健指導の実施	母子健康手帳交付時や母子健康診査事業などを通して、母子の健康状態や生活環境の健全な成長を図る。また、DVの早期発見や相談機関との連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時、母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	441,671	母子健康手帳交付時の相談 4,408件 妊産婦健診 延51,377件 妊婦者健診 2,036件 妊婦訪問数 3,560件	404,393	A	母子健康手帳等の交付や健康診査等を通じて、母子の健康状態を把握し、事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時、母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	400,898	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時、母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	—	子ども家庭課(各区域健康支援課)	1①		
149	若者を対象としたDV防止対策の実施	中学生～大学生といった若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。	●	●	●	●	●	●	学校出前講座を通じ、デートDV防止にかかる啓発を行う。	(NO. 15)含む	市内中学校7校で出前講座を実施した。	(NO. 15)含む	A	人との付き合い方についての出前講座を実施し、受講生に対してデートDVを未然に防ぐための意識啓発ができた。	中学校出前講座年間6校以上実施し、デートDV防止にかかる啓発を行う。	(NO. 15)含む	—	男女共同参画課	1②			
150	男女相互の理解と健全な人間関係の確立に関する教育	男女における身体面等の違いの理解や、人間関係を築くに当たってのルールやマナーについての理解を深め、相互の尊重しあう人間関係の在り方等について、学習を実施します。	●	●	●	●	●	●	コロナウイルス感染症対策の臨時休業のため、学級活動が計画通りに実施することが難しい状況にあるが、教育活動全体の中で、違いを相互に理解し、人間として互いに協力し、尊重しあう態度を養い、暴力の未然防止等に貢献する。	—	各校で学級活動の中で男女相互の理解と協力しあう人間関係の確立の授業を実施	—	A	男女共同参画のための意識醸成の支援ができた。	教育活動全体の中で、男女の違いを相互に理解し、人間として互いに協力し尊重しあう態度を養い、暴力の未然防止等に貢献する。	—	コロナウイルス感染症対策のため、授業時数の確保が難しく、学級活動以外の様々な教育活動の場を通して実施していく。	学校教育課	1②			
151	医療機関へのDV相談窓口の周知	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知します。	●	●	●	●	●	●	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知する。	—	「女性に対する暴力をなくす運動」の内閣府ポスター・チラシを市立静南病院、市立清水病院に配付した。	—	A	各市立病院にポスター・チラシを配架することで医療関係者及び市民に対して、DV相談窓口の周知をすることができた。	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知する。	—	—	男女共同参画課	1③			
4(再)	情報誌の発行による男女共同参画の啓発	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)の発行等により、市民に広男女共同参画についての啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)を年2回発行し、HPに掲載する。	413	年2回(テーマ:家事分担を考えよう、変化する時代を自分らしく生きるヒント)、各4,100部を発行し、生涯学習施設や図書館をはじめとした市内施設に配付したほか、HPに掲載した。	404	A	計画通り実施し、情報誌の発行により、男女共同参画について広く啓発することができた。	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)を年1回発行し、HPに掲載する。	440	より多くの方に啓発できるよう、配架先を編集スタッフとにも検討する。	男女共同参画課	1③	1(1)① 1(3)②		
8(再)	DV防止に関する講演会等の開催	DV防止等に関する講演会を開催します。	●	●	●	●	●	●	女性会館主催事業:デートDVにかかる講座、女性に対する暴力防止講座、DV・性暴力等の被害者支援講演会を開催する。	指定管理料に含む	市内の高校で「デートDV防止講座」を実施し、啓発を行う。 (聖光学院中学校 高校3年生 93人)	指定管理料に含む	B	受講者93名に対して、人権問題にも関わるデートDV防止の講座を実施し、暴力を未然に防ぐための意識啓発ができた。	女性会館主催事業:デートDVにかかる講座、女性に対する暴力防止講座、DV・性暴力等の被害者支援講演会を開催する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画課	1① 5⑥			
11(再)	道徳教育の実施	「しずおか学一BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基礎を育てます。	●	●	●	●	●	●	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。また、生徒に対する研修の一環として、「性の多様性研修」を実施する。	616	「しずおか学一BOOK(マナーブック)」を、昨年度同様、小学校5年生から中学校3年生まで1人1冊持たせ、学校の授業のみならず、家庭でも活用していく。初任者研修において、具体的な活用例を紹介し、活用を勧める。	454	A	「しずおか学一BOOK(マナーブック)」の中に、「静岡市民として誇りをもとう」「お茶の街 しずおか」などがある。これらの教材を通して、地域への関わり方を、お茶に込められたおもてなしの心を考えることができた。	「しずおか学一BOOK(マナーブック)」の活用を道徳教育全体計画の別表に位置づけ、様々な教科や領域との関連を図っていく。	—	学校教育課	1②				
18(再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込みます。	●	●	●	●	●	●	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。また、生徒に対する研修の一環として、「性の多様性研修」を実施する。	—	初任者研修、臨時的任用教員において、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を1回ずつ実施した。道徳教育推進教員及び人権担当者会で人権に関する研修を2回行った。また、希望研修の一環として「GB研修」を1回行った。	—	A	講話に加え、演習も行うことにより、男女共同参画について啓発することができた。	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。	—	より自分事と意識してもらえよう講話の内容を工夫する。静岡市男女共同参画推進委員会や内閣府の資料、SDGsの視点も活用していく。	教育センター	1③ 4⑩ 5④			
19(再)	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを実施します。	●	●	●	●	●	●	性的少数者関連施策の研修において、保育教諭も対象として開催することで、男女共同参画の推進を図る。	50	今年3月3日に講師を呼び、保育教諭を含む市職員42人に対してLGBTQの研修を行った。	—	A	アンケート結果から理解度90.4%と高い理解度だった。自由意見欄では、「アンケートにおける性別の記載方法について改善しようと思った」と職場の全員に講演内容を周知したいなど、性の多様性に対する職員意識や行動変容に繋がる意見が寄せられた。	性的少数者関連施策の研修において、保育教諭も対象として開催することで、男女共同参画の推進を図る。	50	「職員ガイドライン」や啓発「フレック」に「性少数者」に関する内容を盛り込むことにより、実践的な研修を実施する。	男女共同参画課	1③			
41(再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修において「倫理研修」、男性保育教諭研修1回/年ずつ実施する。	x	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修において「倫理研修」、男性保育教諭研修1回/年ずつ実施する。	—	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修において「倫理研修」、男性保育教諭研修1回/年ずつ実施する。	—	男性保育教諭が増える中、職員それぞれが力を発揮し、園の保育力向上につなげていく。	—	子ども家庭課	1③		
41(再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	320	毎月2回(年間22日)電話相談日を開設し、年間22回の相談に応じた。特に、相談者自身の生き方や人間関係についての悩みが多く寄せられた。	285	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	320	より多くの方の相談に応じることができるよう、LINEからの相談に対する対応時間が長くないよう相談員同士で情報共有する。	—	男女共同参画課	1② 2④ 2⑥	2(1)③	
(2) 身近で相談できる体制の整備																						
152	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,568件、面談相談72件、法律相談98件、合計1,938件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画課	2④ 2⑥ 4⑩			
153	女性相談プラットフォーム運営事業	相談者の自立に結び付くサポートとして関係機関や民間サービスへの同行支援を行う。困難を抱える女性のための居場所サポート窓口を女性会館に開設する。	●	●	●	●	●	●	R3年度～新規事業	—	—	—	—	—	関係機関への同行支援年間24時間/居場所サポート窓口の開設年間12回	1,200	—	男女共同参画課	2④ 2⑥ 4⑩			

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●					④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市女性生活支援計画
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~18歳)	高校生(19~24歳)	65歳以上												
154	女性(婦人)相談員による女性相談・保護の実施	女性(婦人)相談員による女性相談・保護を実施します。	●	●	●	●	●	●	380	事業を継続して実施した。	142	A	事業を継続的に実施し、女性相談および緊急時における保護が適切にできた。	事業の継続実施	377	今後も継続して事業を実施していく。	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)	2④	
155	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。	●	●	●	●	●	●	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができた。	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	継続的に関係機関等と情報共有を図っていく。	福祉総務課 男女共同推進課	2④	
156	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	807	精神科医による相談・年間29回開催(59件) 随時相談4,372件(来所:2,379件、訪問153件、電話:1,840件)	648	A	相談体制を整え実施することで、市民の精神保健福祉に関する相談機会を確保することができた。	精神科医による相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による随時訪問指導等を各区役所等で随時実施	807	引き続き相談体制を維持し、相談機会の確保に努める。	精神保健福祉課	2④ 2⑥ 4⑩	
157	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置し、児童生徒が抱える心の問題に対して、支援を行う。また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携し、支援を行います。	●	●	●	●	●	●	113,136 + (訪教) 12,680	109,53 + (訪教) 12,070	A	困難など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行うことができた。	スクールカウンセラーを小・中学校104校に配置、配置のない学校については、委託に基づきカウンセラーを派遣する。スクールカウンセラーを小・中学校に週3回、中学校に規模に応じて週6~8時間配置する。教育相談員を中学校35校に配置し、児童生徒や保護者との面談や別室登校生徒への支援などを行った。(対応件数85,586件)【スクールソーシャルワーカー】小・中学校12校(拠点校)に配置し、他の小・中学校には要請派遣した。面談や家庭訪問を行いながらニーズに応じて関係機関に要請した。(対応件数3,982件)【訪問教育相談員】不登校生徒数が多い中学校6校に配置し、家庭訪問や面談を実施した。(対応件数12回訪問)	122,763 + (訪教) 25,178	学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、訪問員による児童生徒支援課	2⑤ 4⑩			
158	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●	●	18,716	①面接相談相談受付:平日8時30分~17時15分 ②このころのネット相談受付:平日時~17時 ③24時間いじめ電話相談:毎日24時間	15,148	A	相談者のニーズに応じて、関係機関等との連携を図りながら支援することができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分~17時15分 ②このころのネット相談受付:平日時~17時 ③24時間いじめ電話相談:毎日24時間	18,019	より多くの方に啓発できるよう、引き続き周知・PRに努める。	青少年育成課	2④ 2⑤ 4⑩	
159	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を保護します。	●	●	●	●	●	●	2,546	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・迅速検討会議の開催及び支援の実施 ・障害者虐待防止研修会の開催(1日) ・虐待事例検証会議の開催(1日) ・日常生活支援事業及び成年後見制度利用促進	2,546	A	障がい者への虐待通報・相談受付を適切に行うため。	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待防止会議、検証会議及びそれに関連する会議への出席	2,755	引き続き本市の障がい福祉の現状を踏まえ、必要とされる研修会等を開催する。	障害福祉企画課	2⑥ 4⑩	
160	犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等(DVを含む)に対し必要な支援のできる相談窓口を案内します。	●	●	●	●	●	●	70	・犯罪被害者等支援総合案内窓口 相談件数33件 ・相談窓口を格納するリーフレットを1200部作成し、関係機関に配布した。	55	A	・相談者に対し、適切な窓口を案内することができた。 ・計画通り、作成したリーフレットをパネル展(3区で各1回実施)等で配布し、相談窓口の周知を図った。	・犯罪被害者等支援総合案内窓口の紹介 ・相談窓口を格納するリーフレットを作成し、関係機関や市民に配布する。	70	より多くの方に案内できるよう、リーフレット配布の機会を再検討する。	生活安心安全課	2⑥	
41	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	320	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの相談相談(メンズはっぴーライン)を主催する。	285	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩み相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの相談相談(メンズはっぴーライン)を実施する。	320	より多くの方の相談に応じることができるよう、リピーターからの相談に対する対応時間が長くないよう相談員間で情報共有する。	男女共同推進課	1② 2④ 2⑥	2(1)③
92	児童相談所一時保護所の運営	家庭その他からの相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況を的確に捉え、個々の児童や児童に最も効果的な処遇を行う中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	●	●	●	●	●	●	1,098,915	・相談対応(件数見込) 2,542件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護(見込) 233件	1,077,462	A	児童に関する相談相談として、家庭その他からの様々な相談に応じ、その解決を支援することができた。	・相談対応 2,433件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護(見込) 238件	1,093,189	児童、家庭に対して適切に支援できるように、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所	2⑤	
101	家庭児童相談室の運営	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要の助言を行います。	●	●	●	●	●	●	597	英・駿河・清水区子育て支援課内家庭児童相談室で、子どもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等対応。	319	A	家庭児童相談室で対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	英・駿河・清水区子育て支援課内家庭児童相談室で、子どもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等対応。	578		子ども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)	2⑤	
122	地域包括支援センターによる総合相談の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。	●	●	●	●	●	●	894,568	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付、③地域ケア会議を開催する。	838,661	A	地域包括支援センターの専門職が高齢者に係る相談に応じるとともに、適宜支援を関与することにより、高齢者が自立して生活ができるための支援を行うことができた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談、を受付、③地域ケア会議を開催する。	895,086		地域包括ケア推進本部	2⑥ 4⑩ 2(2)③ 2(2)④	
139	外国人住民の生活支援事業の実施	国際交流員の配置や、国際交流関係事務及び生活相談業務を行うほか、日本語講座等を実施します。	●	●	●	●	●	●	—	国際交流員2名(英語・中国語)を配置し、国際交流及び多文化共生業務を行う。また、国際交流協会日本語講座等を開催し、在住外国人の支援を行う。	—	A	計画通り実施し、外国人住民が安心して生活を行うため、国際交流協会は、特開市生活文化共生総合相談センターとして外国人の生活相談を実施し、139件の相談があった。また日本語講座等を開催し、在住外国人の支援を行った。	国際交流員3名(英語・中国語・フランス語)による、国際交流及び多文化共生業務を行う。また、(一財)静岡市国際交流協会(在住外国人への生活相談の受付や日本語講座等)を併設し、在住外国人の支援を行う。	—	SNSなどによる周知を図りながら、外国人住民への相談センターの周知を強化していく。	国際交流課	2⑥	
(3) 被害者の安全確保の徹底																			
161	緊急時における安全確保	日頃の連絡調整等機会を話し、警察や静岡県女性相談センターとの連携を図りに強化します。	●	●	●	●	●	●	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができた。	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	継続的に関係機関等と情報共有を図っていく。	福祉総務課(前配偶者暴力相談支援センター)	3⑦	
162	一時保護等の支援	被害者の安全確保を図るため、静岡県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護先への同行支援を行います。	●	●	●	●	●	●	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応することができた。	事業の継続実施	—	今後も継続して事業を実施していく。	福祉総務課(前配偶者暴力相談支援センター)	3⑦	
163	被害者の子どもに関する情報の保護	被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。	●	●	●	●	●	●	—	被害者の子どもの転入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に努めた。	—	A	情報保護を確実にし、被害者の子どもの安全を確保できた。	被害者の子どもの転入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に努めた。	—	令和2年度も取組を継続し、情報保護を徹底する。	児童生徒支援課	3⑧	

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市男女生活支援推進計画	
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19歳(19歳)	40~64歳(40~64歳)													65歳以上(65歳以上)
164	住民票の交付等におけるDV被害者の保護	DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)	●	●	●	●	●	●	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	—	被害者の申し出に対し各区役所戸籍住民課にて随時支援措置を実施した。	—	A	DV及びストーカー行為等の加害者から、住民票等からの被害者の住所の探索を防止することにより被害者の保護を図ることで、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めた。	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	—	—	戸籍管理課(各区戸籍住民課)	3⑧		
165	国民健康保険被保険者情報の厳重な管理によるDV被害者の保護	医療保険では、DVの申出や情報提供があった被害者について、厳重な情報の管理を行います。	●	●	●	●	●	●	(英区)これまでのように、随時窓口を設け各課(生活支援課など)との横の連携を取りながら対応する。 (駿河区)清水区)事業の継続実施	—	(英区)日常業務の中で被害者情報の厳重な管理に努め、英区相談件数3件のうち国保加入実績0件 (駿河区)転入時等においてDVに関する申し出、情報提供の実績なし (清水区)DVの申出や情報提供があった被害者について、厳重な情報の管理を行った。実施数25件	—	A	(英区)随時窓口を設け、関係各課等からの相談を受け、DV被害者に対しプラスになる方向へ進むよう努めた。 (駿河区)被害者のプライバシーを尊重しに管理することや、連絡先や住所等の保護を未然に防ぐとともに基本的な人権の確保に努めた。 (清水区)被害者の安全確保に寄与できた。	(英区)これまでのように、随時窓口を設け、他課との連携を取りながら対応する。 (駿河区、清水区)事業の継続実施	(英区)生活支援課(女性相談員)、戸籍住民課と密に連携をとり、速やかに対応を行う。 (駿河区、清水区)―	—	各区保健年金課	3⑧		
166	選挙事務における支援措置の実施	選挙人名簿抄本閲覧の際、DV被害者の住所等の情報が漏れないよう措置を行います。	●	●	●	●	●	●	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に支援措置対象者の閲覧制限をする。	—	年17件の選挙人名簿閲覧に対して、約360名の支援措置対象者について閲覧制限をかけた。	—	A	計画通り実施し、支援措置対象者の保護に寄与した。	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に支援措置対象者の閲覧制限をする。	—	—	市・各区選挙管理委員会事務局	3⑧		
167	市域を越えた被害者対応	DV被害者の安全確保を念頭に、市外への転出入手続きに適切に対応します。	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応することができた。	事業の継続実施	—	—	福祉総務課(静岡市障害者暴力相談支援センター)	3⑨		
(4) 被害者の自立支援の充実																					
168	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●	●	●	●	●	●	継続的な支援の実施。	94,628	乳幼児相談支援 対象者数 6,136人 乳幼児訪問 選考数 2,617件 電話・面接による相談件数 13,051件	80,789	A	乳幼児に関する相談事業を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	86,397	—	—	子ども家庭課(各区健康支援課)	4⑩	
169	経済的支援、生活支援	住民票を移さない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。被害者の申し出に基づき、「医療費通知」を送付しないようにします。	●	●	●	●	●	●	(英区)これまでのように、随時窓口を設け各課(生活支援課など)との横の連携を取りながら対応する。 (清水区)住民票を移さない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めています。被害者の申し出に基づき、「医療費通知」を送付しないようにし、実施数2件	—	(英区)相談件数3件のうち国保加入実績0件 随時相談窓口は開いている (駿河区)対応実績なし (清水区)住民票を移さない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めています。被害者の申し出に基づき、「医療費通知」を送付しないようにし、実施数2件	—	A	(英区)他都市から避難していることから、住民票のない本市での国保加入は、通常取得することはできないが、民法第22条による生活の本拠をもって国保上の住所となることを認めて国保加入を認め対応している。 (駿河区)医療費控除を確保しつつ、医療費通知から被害者の立場を守り特定されないよう配慮することで経済面、心身の健康等における悩みや支障に対策できていた。 (清水区)被害者の自立支援に寄与できた。	(英区)これまでのように、随時窓口を設け、他課との連携を取りながら対応する。 (駿河区、清水区)事業の継続実施	(英区)医療費通知等の送達に関して、保険年金管理課と連携をとり、適切に対応を行う。 (駿河区、清水区)―	—	各区保健年金課	4⑪		
170	被害者の経済的支援	生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健康保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援)	●	●	●	●	●	●	①母子父子寡婦福祉資金貸付金 601件 ②子ども医療費 約1,200,000件(延長込み) ③ひとり親家庭等日常生活支援 ヘルパー派遣300回 ④児童扶養手当支給 4,500世帯	①384,100 ②2,594,100 ③2,930 ④2,277,516	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応することができた。	—	—	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課) 子ども家庭課	4⑪				
171	市営住宅の一時入居支援	DV被害者を市営住宅に一時に入居できるように配慮します。	●	●	●	●	●	●	DV法の規定に基づき、被害者に対して困難する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	入居実績なし	—	A	実績はなかったが、相談等あれば対応できる体制を整えており、条件に合致すれば、男女共同参画推進に寄与すると認められる。	DV法の規定に基づき、被害者に対して困難する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	—	住宅政策課	4⑪		
172	母子生活支援施設等への入所	母子生活支援施設等への入所や調整を行い、母子生活の自立促進のためにその生活を支援します。	●	●	●	●	●	●	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	79,875	母子生活支援施設等への延べ入所世帯数174世帯	63,537	A	母子生活支援節の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	75,492	—	—	子ども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)	4⑪ 4⑫	
173	DV被害者に子どもがいる場合の対応	DVは子ども虐待と密接に関係しているため、児童相談所及び各区福祉事務所保育児童課(28年度から子育て支援課)と相互に連携して支援します。	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会 各区月1回 進行管理会議 各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	553	代表者会議 実施なし 実務者会議 定例会30回 進行管理会議9回 提示ケース、641ケース 個別ケース検討 467ケース	71	A	要保護児童等への支援に関しては、母親、父親と限定せず、当該児童を取り巻く家庭環境等多角的視点を持って協議を行うことができた。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会 各区月1回 進行管理会議 各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	541	—	児童相談所 子ども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)	4⑫		
174	子どもに関する支援	被害者の子どもという特別な事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学の通知等の就学手続きをとりまします。	●	●	●	●	●	●	引き続き、関係機関と連絡をとりながら、随時、被害者からの相談に対応し、状況や居住地を確認した上で、就学手続きを行う。	—	令和2年度のDV避難者の静岡市就学は、小学校9名であった。	—	A	計画通り実施し、男女共同参画の推進に寄与できた。	引き続き、関係機関と連絡をとりながら、随時、被害者からの相談に対応し、状況や居住地を確認した上で、就学手続きを行う。	—	—	児童生徒支援課	4⑫		
18	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込みます。	●	●	●	●	●	●	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。また、生徒指導力に関する研修の一環として、「性の多様性研修」を実施する。	—	初任者研修、臨時的任用教員において、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を「回す」つて実施した。連任教員研修会及び人権担当委員会「人権に関する研修」も行った。また、希望研修の一環としてLGBT研修を1回行った。	—	A	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。	—	—	教育センター	1③ 4⑬ 5⑭			
59	女性の就労支援事業の実施	女性を対象とした各種就労支援講座やキャリアカウンセリングを実施します。	●	●	●	●	●	●	女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	「意見や意思を引き出すメタファンクティブ」(全1回)を実施した。	指定管理料に含む	A	女性16人が意思や意思を引き出すために役立つメタファンクティブを実施した。	女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	—	時代即した講座、開催方法について検討し、様々な境遇の女性のキャリア支援を行う。	男女共同参画課	4⑭	1(2)② 4⑮ 1(2)⑤
95	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育するが家事、育児の困難な家庭、3歳未満の子を2人以上養育する家庭、妊娠中や産後で生活が困難な家庭にヘルパーを派遣します。	●	●	●	●	●	●	利用世帯260世帯	2,072	利用世帯251世帯	2,054	A	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行うことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯260世帯	1,544	—	子ども家庭課	4⑭		
96	子育て短期支援事業	育児疲れ、育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	●	●	●	●	●	●	3施設で実施 延べ利用日数181日	961	3施設で実施 延べ利用日数171日	951	A	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時的に保護する必要がある母子を施設で預かるという支援を行うことができた。	3施設で実施 延べ利用日数170日	1,234	—	子ども家庭課	4⑮		
100	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会 各区月1回 進行管理会議 各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	553	代表者会議 実施なし 実務者会議 定例会30回 進行管理会議9回 提示ケース、641ケース 個別ケース検討 467ケース	71	A	要保護児童等への支援に関しては、母親、父親と限定せず、当該児童を取り巻く家庭環境等多角的視点を持って協議を行うことができた。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会 各区月1回 進行管理会議 各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	541	—	子ども家庭課	4⑮		
122	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。	●	●	●	●	●	●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を交付し、③地域ケア会議を開催する。	894,599	①総合相談件数 74,464件 ②権利擁護・成年後見制度に関する相談(①の内訳) 7,835件 ③地域ケア会議 263回	836,681	A	地域包括支援センターの専門職が高齢者に係る相談に対応するとともに、適宜連絡を密にするなどにより、高齢者が安心して暮らせるための支援を行うことができた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談、を交付し、③地域ケア会議を開催する。	895,086	—	地域包括ケア推進本部	2⑥ 4⑯	2(2)③ 2(2)④	

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市女性生活支援計画
			乳幼児(0～5歳)	小学生(6～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19歳	65歳以上												
136(再)	母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業、ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行い、各センターの開設及び就業相談、職業紹介、などの事業を行う。また、就業を支援するための給付金を支給します。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを抱えている大学生などのホームフレンドの派遣を行います。	●	●	●	●	●	●	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供等一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなることと生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標とした。	①47,768 ②1,547	①就業・自立支援センターにおいて就労相談、若くは相談など(1,140件)、育児による特別相談、養育費相談等を実施した。就職支援として、給付金を件支給した。 ②ホームフレンド派遣世帯 24世帯	①37,302 ②1,547	A	母子家庭の自立を支援するため、就業相談、職業紹介、資格取得に係る給付金の支給を実施した。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定をはかるため計画通り大学生などのホームフレンドの派遣を実施した。	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供等一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなることと生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標とした。	①38,079 ②1,547	子ども家庭課(各種事務支援課)	4①		
138(再)	生活の支援	生活に困難する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
152(再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
153(再)	女性相談プラットフォーム運営事業	相談者の自立に結び付くサポートとして関係機関や民間サービスへの同行支援を行う。困難を抱える女性のための職場サポート窓口も女性会館に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
156(再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
157(再)	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置又は派遣し、児童生徒が抱える心の問題に、対して、支援を行う。また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用して、関係機関と連携し、支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
158(再)	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども、若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
159(再)	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を保護します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(5) DV防止推進体制の構築																				
175	関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関する機関との情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
176	庁内組織の連携強化	DVに關係する市関係各課による定期的な情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
177	職務関係者への研修	DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施する。また、相談員自身が、二次受害などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による研修を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
178	加害者・被害者対応についての調査・研究	国における加害者更正プログラムの調査研究や他自治体の取組についてその推進状況の把握につとめ、施策のあり方についての研究及び情報収集に努めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	特開市DV防止基本計画	特開市女性活躍推進計画	
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													65歳以上
179	国・県・政令指定都市等の情報収集	国・県・政令指定都市等からの情報を収集し、対策を研究します。								加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため、県、県等が主催する研修会等に参加する。	232		A	各回会議及び研修に出席し、加害者更生プログラムを含むDVに関する情報収集ができた。	加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため、県、県等が主催する研修会等に参加する。	275			男女共同参画課		5⑤
180	配偶者間の暴力に関する実態調査	配偶者間等の暴力の実態を把握するための調査を実施します。								実施予定なし(令和3年実施予定)	—	—	—	—	令和4年度で計画期間が終了する「第3次特開市男女共同参画行動計画」、「特開市女性活躍推進計画」及び「特開市DV防止基本計画」の次期計画の策定にあたり、「男女共同参画」に関する市民意識調査を実施する。	1,450		男女共同参画課		5⑤	
8(再)	DV防止に関する講演会等の開催	DV防止に関する講演会を開催します。								女性会館主催事業「デートDVにかかる講座、女性に対する暴力防止講座、DV・性暴力等の被害者支援講演会を開催する。	指定管理料に含む	市内の高校で「デートDV防止講座」を実施し、啓発を行った。(高校生 83人)	指定管理料に含む	B	受講者93名に対して、人権問題にも関わるデートDV防止の講座を実施し、暴力を未然に防ぐための意識啓発ができた。	女性会館主催事業「デートDVにかかる講座、女性に対する暴力防止講座、DV・性暴力等の被害者支援講演会を開催する。	指定管理料に含む	新たな受講者に対して、女性会館主催事業を通して、デートDVやDV防止等に関する講演会を実施する。	男女共同参画課	1① 5④	
18(再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」に関する内容を盛り込みます。								今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。また、生徒指導力に関する研修の一環として、「性の多様性研修」を実施する。	—	—	A	講話に加え、演習も行うことにより、男女共同参画について啓発することができた。	今年度も初任者研修、臨時的任用教員・任期付教員研修会にて「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。	—	より自分と重ねても見えるよう講話の内容を工夫する。特開市男女共同参画推進条例や内閣府の資料、SDGsの視点も活用していく。	教育センター	1③ 4① 5④		
(6) 性に基づいた暴力の防止対策の推進																					
181	セクハラ防止に関する研修の実施	①セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員研修を実施します。 ②ハラスメント防止研修の庁内講師(職員)を養成します。								①階層別研修(所長研修・係長研修)において、ハラスメント防止に関する科目をeラーニングで実施する。 ②外部研修機関が開催する「ハラスメント防止研修リーダー養成コース」に職員を派遣する。 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況により派遣を検討する。	124		B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、派遣中止となり計画通りの実施とはならなかった。 しかし、eラーニングでの研修では、性に基づくあらゆる暴力の防止対策を推進した。 ①階層別研修(所長研修・係長研修)において、ハラスメント防止に関する科目をeラーニングで実施する。	事例紹介など、より理解度の高い研修内容にする。特開市DV防止基本計画を踏まえて、ハラスメント防止の強化を図る。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためeラーニングで実施する。	0		人事課			
基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援																					
(1) 性差とライフステージに応じた健康支援																					
182	エイズや性感染症の検査、相談の実施	エイズや性感染症の検査、相談を実施します。								エイズや性感染症の検査、相談を実施する	2,036	1,198	B	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で検査実施日数は縮小したが、検査希望者に対しては100%実施できた。若年世代・性別の人に対して随時相談に応じることができた。	エイズや性感染症の検査、相談を実施する	2,036	より多くの人が検査・相談等の機会を得られるように、従来の方法と合わせ市民への情報発信をする。	保健予防課			
183	エイズ予防啓発の実施	ライフステージに応じたエイズへの知識の普及、感染予防の啓発を行います。								高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体等に対する予防講座や、啓発物の配布等を実施する。	1,064	280	B	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で健康啓発受講者が減少したが、従来の啓発物の配布対象を拡げて、市内の中学・高校にも啓発冊子を配布した。	中学、高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体等に対する予防講座や、啓発物の配布等を実施する。	1,173	引き続き新型コロナウイルス感染症に考慮しながら予防啓発活動を行う。	保健予防課			
184	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動の実施	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動を実施します。								禁煙週間イベント2回、小中学生向け喫煙防止教室2校、高校生向け喫煙防止教室4校実施する。 ※コロナの影響で実施回数、実施校数が計画を下回る可能性あり。	530	375	B	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、世界禁煙デーキャンペーン・禁煙週間は中止、小・中・高校生向け喫煙防止教室では、中止の申出があった学校もあり、実施校数は当初の計画よりも減少したが、ライフステージに応じた健康支援として以下の取組を行った。 ・生涯無煙の意識づくりを目指し、小・中学生向け喫煙防止教室を実施している学校からの報告や感想文より、教室に参加したことで、児童・生徒が喫煙や受動喫煙による健康被害の知識を得ることができ、タバコを吸わないという意識が高まったことが確認できた。また、児童・生徒から喫煙している家族に対し、保護者向けのリーフレットを見ながら禁煙を勧める等、家族に対するタバコに関する知識の普及にもつながっていることが確認できた。 ・未成年者の喫煙率0%を目標に、R1年度より高校生向けの喫煙防止教室を開始した。	・喫煙者は新型コロナウイルス肺炎の重症化リスクが高いことから、喫煙・受動喫煙防止等について積極的に周知啓発を行い、啓発品やチラシの配布方法について検討する。禁煙週間啓発のためのパネル展示を実施する。 ・高校生向け喫煙防止教室はR1年度より推進する。 ・高校生向け喫煙防止教室はR1年度より実施したばかりの事業のため、継続して事業のPRを実施するとともに、R2.4.1改正健康増進法の全面施行のPRも兼ね、受動喫煙防止のリーフレットを市内の全高校へ配布する。	530	健康づくり推進課				
185	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	薬物等の乱用防止のため、啓発活動を実施します。								・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	55	0	B	新型コロナウイルスの影響により、薬物乱用防止講習会及び街頭啓発活動への参加は実施できなかったが、薬学講座の実施によって男女の健康支援を行うことができた。	・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	65	より多くの薬物乱用防止について啓発できるよう、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、引き続き各活動への協力依頼について対応していく。	生活衛生課			
186	酒害に関する相談の実施	酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援します。								・アルコール関連問題研修会等の実施 ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施	294	283	A	・アルコール関連問題研修会等の実施(1回) ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施(7回)	・依存症問題研修会(1回) ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施(6回) ・ギャンブル依存症回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医研修会の実施(1回)	1,244	より多くの方に相談していただくよう、家族向けプログラムを実施し様々な機会を通じて啓発をしていく。	こころの相談センター			
186	酒害に関する相談の実施	酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援します。								・酒害相談1回/月実施(保健所にて) ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例年開催数300回、例会への年間延べ参加者数4,477人	1,224	881	B	・酒害相談1回/月実施(保健所にて) ただし4~6月は新型コロナウイルスの影響で中止 ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例年開催数243回、例会への年間延べ参加者数3,246人	・酒害相談1回/月実施(保健所にて) ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例年開催数300回、例会への年間延べ参加者数3,300人	1,224	引き続き相談体制を維持し相談実施の確保に努め、関係団体と連携していく。	精神保健課			
187	妊産婦健康支援事業の実施	母子健康手帳交付時の相談、妊婦健康診査・妊婦産科健診・相談、妊産婦家庭訪問を実施します。								母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	441,671	404,393	A	母子健康手帳等の交付や健康診査等を通じて、母子の健康状態を把握し、事後フォローに努めた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	400,898	子ども家庭課(各区域健康支援課)				

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	静岡市DV防止基本計画	静岡市女性生活支援計画
			乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～18歳)	高校生(19～24歳)	40～64歳	65歳以上												
188	不妊治療費助成事業の実施	高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する経費の一部を助成します。	●	●	●	●	●	特定不妊治療(男性不妊治療を含む。)及び一般不妊治療を行う夫婦に対し、その治療に係る費用の一部を助成する。治療内容により助成額は異なる。上限額あり。妻の年齢により助成回数(制限あり)。不育症治療を行う夫婦に対し、その治療に係る費用の自己負担額の2分の1を助成する。(上限10万円)	228,311	特定不妊治療費補助金申請件数1,088件(うち男性不妊治療費補助金6件)一般不妊治療費補助金申請件数361件不育症治療費補助金申請件数15件	234,197	A	不妊治療の助成及び周知等をすることで、妊婦等に関する理解の促進ができた。	特定不妊治療(男性不妊治療を含む。)及び一般不妊治療を行う夫婦に対し、その治療に係る費用の一部を助成する。(治療内容により助成額は異なる。上限額あり。妻の年齢により助成回数(制限あり)。不育症治療を行う夫婦に対し、その治療に係る費用の自己負担額の2分の1を助成する。(上限10万円)	263,000		子ども家庭課			
189	乳幼児健康支援事業の実施	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●	●	●	●	●	継続的な支援の実施。	94,628	乳幼児相談支援 対象者数 6,136人乳幼児訪問 延件数 2,667件電話・面接による相談件数 13,051件	80,789	A	乳幼児に関する相談事業を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握し、安心して子育てできるように支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	86,397		子ども家庭課(各保健所)	4⑩		
190	母子教育訓練事業の実施	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な教育・訓練や指導等を実施する静岡市清水うみのみセンターへ送ります。	●	●	●	●	●	療育訓練、療育相談、母子・父子指導等の実施	41,638	療育訓練 延利用者数 1,677人療育相談 延利用者数 2,370人交流療育 延利用者数 86人特別指導 延利用者数 57人訪問指導 延利用者数 177人	41,638	A	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な教育・訓練や指導等を実施した。	療育訓練、療育相談、母子指導等の実施等を実施した。	38,028	引き続き、療育訓練、療育相談、母子指導等について実施していく。	障害福祉企画課			
191	各種検診の実施	がん検診(乳、子宮、大腸、肺、前立腺)、骨粗しょう症検診を実施します。	●	●	●	●	●	がん検診、骨粗しょう症検診を実施する。受診しやすい環境をつくる取組として、子育てに忙しい女性のための無料の託児所(子どもを預かる)ががん検診及び平日忙しい働く女性のための日曜日検診を実施する。また、通年不定期受診者に対して受診勧奨通知を発送し、受診を促すことにより受診率向上を目指す。	819,294	がん検診 延利用者数 1,677人骨粗しょう症検診 延利用者数 2,370人	746,710	A	家事、育児、仕事に忙しい女性が受診しやすい環境をつくる取組として、日曜日検診や託児所検診を実施することができた。	がん検診、骨粗しょう症検診を実施する。受診しやすい環境をつくる取組として、子育てに忙しい女性のための無料の託児所(子どもを預かる)ががん検診及び平日忙しい働く女性のための日曜日検診(実施予定3回)を実施する。また、通年不定期受診者に対して受診勧奨通知を発送し、受診を促すことにより受診率向上を目指す。	816,179	子宮頸がん、乳がん検診の受診率向上のために、対象者が検診の必要性を感じ、受診に行動につながるようなメッセージを送り込んだ個別郵送通知を送付する。また引き続き、託児所検診、日曜日検診を実施する。	健康づくり推進課			
192	健康づくりに関する講座等の実施	生活習慣病等に関する講座などを実施します。	●	●	●	●	●	新型コロナウイルス感染症対策として事業の休止、中止、延期、縮小等を実施しているが、医師講演会、健康まつり、食生活サポートワークショップ、健康づくり運動教室等を継続できる方法で実施。しかし総回数は、延べ参加者数は3分の2程度になることが懸念される。	5,118	①医師講演会 2回②健康まつり(地区まわり) 18回③食生活サポートワークショップ 12回④健康づくり運動教室 他 62回⑤延べ総参加者数 2,790人	2,967	A	新型コロナウイルス感染症の流行下ではあったが、予定されていた事業を実施することができた。	医師講演会、健康まつり、食生活サポートワークショップ、健康づくり運動教室等を実施する。	4,516	新型コロナウイルス感染症の流行は、先行きが見えない状況であることには変わりなく、流行前と同様の事業実施は、本年度も継続し、感染予防第一とし、参加者への感染予防を十分配慮した事業を本年度も継続していく	健康づくり推進課(各保健所)			
193	ライフステージに応じた各種スポーツ教室の開催	ライフステージに応じて、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。	●	●	●	●	●	性別・年齢を問わず、誰でも気軽に楽しめるスポーツを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および各種スポーツ大会を開催する。	45,824	市民一人ひとりが、スポーツをすることを特別なことと捉えず、スポーツが生活の中にとけ込み、それぞれの体力や年齢、ライフスタイル等に応じて目的に合った様々なスポーツ教室および各種スポーツ大会を開催する。	27,557	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのスポーツ教室・大会が中止となったが、性別・年齢を問わず、誰でも気軽に楽しめるようなスポーツ教室および大会を開催することができた。	性別・年齢を問わず、誰でも気軽に楽しめるスポーツを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および各種スポーツ大会を開催する。	46,489	更なる参加者増を目指すため、教室・イベントの広報手段を検討する必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部教室・イベントは規模を縮小して実施するため、参加者数の増加は見込められない。				
86	勤労者の文化・教養の向上のための各種講座の実施	勤労者の文化・教養の向上や健康増進のための、各種講座等を実施します。	●	●	●	●	●	・パソコン講座:48・33・21講座 ・フットパス講座:かぶ20講座・900時間(指定講座:北部・南部・東部の順、東部は目標値を時間で設定している。)	—	・パソコン講座:39・33・60講座 ・フットパス講座:27・30講座・1,044時間(指定講座:北部・南部・東部の順、東部は目標値を時間で設定している。)	—	B	感染症防止対策として中止した講座もあったが、年を通して、計画的に講座を開催することで、勤労者の文化教養の向上、健康増進に寄与することができた。	・パソコン講座:38・33・21講座 ・フットパス講座:38・30講座・500時間(指定講座:北部・南部・東部の順、東部は目標値を時間で設定している。)	—	「新しい生活様式」を踏まえた講座の開催、また受講者ニーズを把握することで、受講者アンケートにおける満足度向上につなげていく。	産業労務課			
106	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子どもの医療費の一部を助成します。	●	●	●	●	●	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,594,100	100,279人の子どものうち医療費受給者数を交付し、1,035,171件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施した。	2,216,207	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成することで、経済的負担の軽減、子どもの健全な育成の支援を行うことができた。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,295,252		子ども家庭課			
(2) 性や妊婦・出産に関する理解の促進																				
194	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを啓発します。	●	●	●	●	●	女性会館事業:女子高校生を対象にした自分のからだを大切にすることを啓発する講座等を開催。	指定管理料(含む)	常葉高校総合文化コース1年生を対象「私のからだを大切に」と題した講座を実施した。(参加者10人)	指定管理料(含む)	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から講座を開催し、心身両面における健康支援を行うことができた。	女性会館事業:女子高校生を対象にした自分のからだを大切にすることを啓発する講座等を開催	指定管理料(含む)		男女共同参画課			
15	学校向け前出講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの前出講座を開催します。	●	●	●	●	●	市内小・中学校を対象として、性教育に関する前出講座を実施する。	160	市内小・中学校10校で前出講座(小学生テーマ・自分らしき生きよう、中学生テーマ・豊かなコミュニケーション)を実施し、小学生141人、中学生786人が受講した。	115	A	講師を派遣し、自分らしき・セクシュアリティについて、生徒に考えをもちあわせることができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する前出講座を年間8校以上実施する。	172		男女共同参画課			
195	地域人材を活用した性教育の充実	地域人材等を活用し、専門講師による性に関する授業の充実を図ります。	●	●	●	●	●	中学3年生を対象に産婦人科医による性教育の前出講座を実施する。希望校が多数の場合は、産婦人科医と相談して実施校1校を決定する。	—	中学3年生を対象に12校で前出講座を実施した。	—	A	生徒が性に関する正しい知識を学び、これからの人生設計やお互いを尊重することの大切さについて考える機会を提供することができた。	中学3年生を対象に産婦人科医による性教育の前出講座を実施する。希望校が多数の場合は、産婦人科医と相談して実施校1校を決定する。	—	上限額(15校)の学校で実施し、より多くの生徒が性についての正しい知識を得られるような機会を提供する。※令和2年度は臨時休業等の影響で学校の予定がまらず、応募が例年より少なかった。	児童生徒支援課			
(3) 誰もが相談できる体制の充実																				
196	障害者等相談支援事業の実施	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人及び保護者等からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を実施します。	●	●	●	●	●	①障害者等相談支援事業を実施する。 ②身体障害者ケア、認知障害4所 ②障害者相談支援推進業務を実施する。	84,840	関係機関と連携し、計画どおり事業を実施した。(相談支援件数:19,789件)	84,236	A	相談件数については、例年と同水準の対応ができ、相談内容としては各事業所がそれぞれ3障がいについて比較的多くの対応ができた。	①障害者等相談支援事業を実施する。 ②身体障害者ケア、認知障害4所 ②障害者相談支援推進業務を実施する。	85,534	関係機関と連携しながら引き続き幅広い相談対応を行っている。	障害福祉企画課			
197	特別支援教育に関する相談の実施	特別支援教育を必要とする児童・生徒、保護者等への相談を実施します。	●	●	●	●	●	障害を有する幼児、児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	11,485(会計年度任用職員人員費4,09千円)	就学に係る児童生徒の教育相談350回、幼児の教育相談813回、合計で1,163回、小学校及び中学校の巡回相談は190回実施した。	3,803	A	障害を有する幼児、児童、生徒、及びその保護者の相談に対し、その解決を支援できた。	障害を有する幼児、児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	4,051		学校教育課			
198	女性相談・男性相談の相談員に対する研修の充実	相談にあたって、ジェンダー問題の観点で対応できるよう、相談員に対する研修を充実します。	●	●	●	●	●	①女性会館事業:女性のための総合相談において、年間3回スーパージョンを実施する。 ②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修及びスーパージョンを実施する。	—	①指定管理料(含む) ②11月に相談員研修を、10月と2月に相談員を対象にスーパージョンを実施した。	—	A	②相談員研修やSVを通して相談技術の向上が図られた。	②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパージョン年間2回を実施する。	—	①指定管理料(含む) ②(NO.41)に含む	男女共同参画課			
199	男性向け電話相談員の養成	男性向け電話相談の相談員を養成します。	●	●	●	●	●	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修及びスーパージョンを実施する。	—	①指定管理料(含む) ②11月に相談員研修を、10月と2月に相談員を対象にスーパージョンを実施した。	—	A	相談員研修やSVを通して相談技術の向上が図られた。	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパージョン年間3回を実施する。	—	①指定管理料(含む) ②(NO.198)に含む	男女共同参画課			
200	性別に関する相談の実施	性別に関する差別に関する相談体制を整備します。	●	●	●	●	●	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスをに基づき、性別により差別した相談員等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	—	該当案件なし	—	A	静岡市男女共同参画推進条例第23条に基づき、相談員について、窓口紹介リファラルの作成及びリファラルページへの掲載より周知が図られた。	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスをに基づき、性別により差別した相談員等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	—		男女共同参画課			

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当)●						④R2事業実施計画	⑤R2予算額(千円)	⑥R2事業実績	⑦R2決算額(千円)	⑧R2評価	⑨R2評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R3事業実施計画	⑪R3予算額(千円)	⑫R2評価を踏まえた改善点	⑬所管課	静岡市DV防止基本計画	静岡市女性活躍推進計画
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳												
41 (再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズはっとラインしずおか)を実施する。	320	毎月2回(年間22日)電話相談日を開設し、年間83件の相談に応じた。特に、相談者の自身の生き方や人間関係についての相談が多く寄せられた。	285	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズはっとラインしずおか)を実施する。	320	より多くの方の相談に応じることができるよう、リピーターからの相談に対する対応時間が長くないよう相談員同士で情報共有する。	男女共同参画課	1② 2④ 2⑥	2(1)③
152 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,568件、面談相談272件、法律相談98件、合計1,938件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援できた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む		男女共同参画課	2④ 2⑥ 4⑩	
153 (再)	女性相談プラットフォーム運営事業	相談者の自立に結び付けサポートとして関係機関や民間サービスへの同行支援を行う。困難を抱える女性のための居場所サポート窓口を女性会館に開設する。	●	●	●	●	●	●	R3年度～新規事業	—	—	—	—	—	関係機関への同行支援年間24時間居場所サポート窓口の開設年間12回	1,200		男女共同参画課	2④ 2⑥ 4⑩	
154 (再)	女性(婦人)相談員による女性相談・保護の実施	女性(婦人)相談員による女性相談・保護を実施します。	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	380	事業を継続して実施した。	142	A	事業を継続的に実施し、女性相談および緊急時における保護が適切にできた。	事業の継続実施	377	今後も継続して事業を実施していく。	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)	2④	
155 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。		●	●	●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、水、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、水、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施(479件)	0	A	生涯を通じた健康支援の一環として、精神疾患を抱える方や家族等を対象とした面接相談及び専門相談を実施した。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、水、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	より多くの方に相談していただけるよう、ホームページをはじめ様々な機会を通じて啓発をしていく。	このころの健康センター	2④ 2⑥ 4⑩	
			●	●	●	●	●	●	・精神科医による相談 各区にて月1回開催 ・精神保健福祉相談員による相談訪問指導等を各区分所等で随時実施	807	精神科医による相談：年間29回開催(59件) 随時相談4,372件(来所：2,379件、訪問153件、電話：1,840件)	648	A	相談体制を整え実施することで、市民の精神保健福祉に関する相談機会を確保することができた。	・精神科医による相談 各区にて月1回開催 ・精神保健福祉相談員による相談訪問指導等を各区分所等で随時実施	807	引き続き相談体制を維持し、相談機会の確保に努める。	精神保健福祉課	2④ 2⑥ 4⑩	
157 (再)	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●	●	①面接相談相談受付：平日8時30分～17時15分 ②このころのオンライン相談受付：平日9時～17時 ③24時間いつでも電話相談：毎日24時間	18,716	①面接相談者数435人 相談改善率78.4% ②相談件数304件 相談満足度100% ③相談件数314件 相談満足度99%	15,148	A	相談者のニーズに応じて、関係機関等との連携を図りながら支援することができた。	①面接相談相談受付：平日8時30分～17時15分 ②このころのオンライン相談受付：平日9時～17時 ③24時間いつでも電話相談：毎日24時間	18,019	より多くの方に啓発できるよう、引き続き周知・PRに努める。	青少年育成課	2⑤ 4⑫	
185 (再)	酒害に関する相談の実施	酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援します。			●	●	●	●	・アルコール関連問題研修会等の実施 ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施	294	・アルコール関連問題研修会等の実施(1回) ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施(7回)	283	A	生涯を通じた健康支援の一環として、酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援した。	・依存症問題研修会(1回) ・断酒会等との協働による普及啓発・人材育成の実施(8回) ・家族向けプログラムの実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医研修会の実施(1回)	1,244	より多くの方に相談していただけるよう、ホームページをはじめ様々な機会を通じて啓発をしていく。	このころの健康センター		
					●	●	●	●	・酒害相談 1回/月 実施(保健所にて) ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例会開催数309回、例会への年間延べ参加者数4,477人	1,224	・酒害相談 1回/月 実施(保健所にて、ただし4～6月は新型コロナウイルスの影響で中止) ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例会開催数243回、例会への年間延べ参加者数3,246人	881	B	酒害相談 1回/月 実施(保健所にて、ただし4～6月は新型コロナウイルスの影響で中止) 新至コロナウイルスの影響により計画した回数を達成できなかったが、継続して断酒相談、断酒活動を行うことができた。	・酒害相談 1回/月 実施(保健所にて) ・酒害予防の活動及び酒害の啓発活動促進のため、アルコール依存症を有する者及びその家族を支援 ・例会開催数300回、例会への年間延べ参加者数3,300人	1,224	引き続き相談体制を維持し相談機会の確保に努め、関係団体と連携していく。	精神保健福祉課		
101	111	117	119	209	210	175														

Ⅲ 參考資料

Ⅲ 参考資料

1 市の状況

(1) 市職員の育児休業取得状況 (人)

年度	男性取得人数	女性取得人数	(産後休暇人数)
平成21年度	3	93	96
平成22年度	0	94	96
平成23年度	4	101	105
平成24年度	3	91	96
平成25年度	2	111	112
平成26年度	0	97	100
平成27年度	2	108	111
平成28年度	3	105	106
平成29年度	4	165	169
平成30年度	8	160	168
令和元年度	6	181	187
令和2年度	29	198	200

※平成29年度以降は、旧県費教職員分も含む。

(資料 総務局人事課)

※ 育児休業は当該年度に新たに取得した人数
産後休暇取得人数は、産後休暇終了日が属する年度で集計

(2) 市職員の介護休暇取得状況 (人)

年度	男性取得人数	女性取得人数
平成21年度	2	2
平成22年度	1	1
平成23年度	2	1
平成24年度	1	2
平成25年度	0	1
平成26年度	1	1
平成27年度	1	2
平成28年度	0	0
平成29年度	1	3
平成30年度	1	3
令和元年度	0	6
令和2年度	1	2

※平成29年度以降は、旧県費教職員分も含む。

(資料 総務局人事課)

(3) 女性職員の登用状況

政令指定都市	管理職の女性比率(%)				女性公務員の採用状況(女性比率 %)			
	全体	うち一般行政職	本庁	支庁・地方事務所	全体	うち上級	うち一般行政職	うち上級
札幌市	15.5	9.4	8.3	19.4	31.6	26.3	26.8	26.0
仙台市	15.1	11.1	13.8	20.7	55.7	35.0	36.6	32.6
さいたま市	21.2	11.8	9.2	27.9	48.6	38.4	26.5	26.3
千葉市	12.3	11.1	11.1	13.6	45.4	36.3	35.3	32.1
横浜市	17.9	17.0	13.9	28.4	37.5	41.6	43.0	42.0
川崎市	18.3	15.1	13.0	23.7	47.3	32.5	42.5	36.0
相模原市	19.6	20.0	16.5	23.0	45.9	40.8	52.9	47.7
新潟市	15.2	18.3	11.9	23.6	87.9	90.7	91.7	94.1
静岡市	12.1	8.1	7.7	19.5	55.3	49.6	46.3	44.8
浜松市	9.2	8.4	8.9	10.6	39.5	40.0	34.5	34.0
名古屋市	13.0	12.1	8.8	15.7	49.7	35.5	49.2	38.6
京都市	15.2	14.9	12.7	18.1	35.4	44.3	48.8	51.4
大阪市	14.9	14.2	14.8	15.2	41.2	46.4	41.1	40.8
堺市	14.6	13.0	16.3	10.5	50.9	46.2	50.4	49.6
神戸市	14.3	10.6	10.9	17.7	39.0	52.3	49.6	55.2
岡山市	13.7	14.8	8.5	23.1	51.9	36.6	41.1	35.0
広島市	13.7	12.2	12.1	15.7	39.8	40.3	47.5	39.1
福岡市	15.9	15.5	12.3	21.9	41.3	38.8	44.7	41.2
北九州市	12.1	12.2	11.8	12.6	50.7	44.1	55.0	47.9
熊本市	9.9	8.8	8.4	11.5	45.7	37.8	36.2	37.1
全政令指定都市	15.3	13.2	11.6	19.4	44.2	40.1	43.6	40.0
全国(*)	12.3	11.5	9.6	14.6	38.5	35.1	40.8	38.8

(内閣府男女共同参画局 令和3年2月公表)

(注1) 管理職の女性比率の調査時点は原則としてR2.4.1現在だが、各地方自治体の事情により時点が異なる場合もある。

(注2) 女性公務員の採用状況は、H31.4.1～R2.3.31。

(注3) 採用状況は、上級:大学卒業程度としてとりまとめたもの。

(注4) 全国(*)は、総数に対する女性比率。

(4) 目標の対象である審議会等委員への女性の登用(都道府県・政令指定都市)

都道府県 政令都市	目標値(目標期限)	目標を設定している審議会等					調査時点
		審議会 等数	うち 女性委員 を含む 審議会等数	委員 総数 (人)	うち 女性 委員数 (人)	審議会委員 総数に占め る女性比率 (%)	
北海道	令和4年度まで40%	227	184	1,893	704	37.2	令和2年4月1日
青森県	令和3年度末までに40%以上	62	58	941	315	33.5	令和2年4月1日
岩手県	令和2年度まで40%以上60%未満	77	76	1,317	469	35.6	令和2年4月1日
宮城県	令和2年度まで45%	112	105	1,321	513	38.8	令和2年4月1日
秋田県	令和2年度まで40%	79	73	1,042	331	31.8	令和2年3月31日
山形県	令和2年度まで50%	100	100	1,222	641	52.5	令和2年3月31日
福島県	令和2年度まで40%	76	73	1,025	359	35.0	令和2年4月1日
茨城県	法令設置の審議会等は令和2年度末までに35%、目標を設定した審議会は令和2年度末までに40%	64	64	1,191	415	34.8	令和2年3月31日
栃木県	令和2年度まで40%	72	72	1,190	446	37.5	令和2年4月1日
群馬県	令和2年度までに40%以上(構成員の男女比については均衡を要する)	93	88	1,027	391	38.1	令和2年4月1日
埼玉県	令和3年度まで40%	81	77	1,486	575	38.7	令和2年4月1日
千葉県	令和2年度まで40%	101	101	1,565	474	30.3	令和2年4月1日
東京都	令和3年度まで35%	226	200	2,605	856	32.9	令和2年4月1日
神奈川県	令和2年度まで40%(かながわ男女共同参画推進プランでは「令和4年度に40%を超えること」を目標としており、また県の総合計画であるかながわグランドデザインでは「令和4年度に40.8%」を目標としている。)	111	111	1,501	532	35.4	令和2年3月31日
新潟県	令和2年度まで40%	76	74	1,339	488	36.4	令和2年6月1日
富山県	令和3年度まで40%	107	104	1,477	575	38.9	令和2年6月1日
石川県	令和2年度まで50%	93	93	1,245	530	42.6	令和2年6月1日
福井県	令和3年度まで40%	119	115	1,277	464	36.3	令和2年4月1日
山梨県	令和3年度まで40%	61	58	759	260	34.3	令和2年4月1日
長野県	令和2年度まで50%	73	71	956	405	42.4	令和2年4月1日
岐阜県	令和5年度まで40~60%	86	85	1,546	665	43.0	令和2年4月1日
静岡県	令和2年度まで40% 令和2年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を85%	76	75	1,238	514	41.5	令和2年4月1日
愛知県	令和2年度まで40%	61	61	941	377	40.1	令和2年4月1日
三重県	令和2年度まで66.7%	99	99	1,311	423	32.3	令和2年4月1日
滋賀県	令和2年度まで40%	104	104	1,468	601	40.9	令和2年4月1日
京都府	令和2年度まで40%	115	115	1,841	677	36.8	令和2年4月1日
大阪府	令和2年度まで40%以上60%未満	191	169	4,583	1,215	26.5	令和2年4月1日
兵庫県	令和2年度まで35%	63	62	1,526	503	33.0	令和2年4月1日
奈良県	令和2年度まで40%	184	146	1,433	448	31.3	令和2年3月31日
和歌山県	令和3年度まで40%	107	103	1,331	441	33.1	令和2年6月1日
鳥取県	40%以上	59	57	813	356	43.8	令和2年4月1日
島根県	令和2年度まで50%	105	105	1,546	730	47.2	令和2年4月1日
岡山県	令和2年度まで40%	73	68	1,279	447	34.9	令和2年4月1日
広島県	令和2年度まで34%	73	72	1,453	417	28.7	令和2年6月1日
山口県	現状の水準(H26.47.8%)を維持	59	59	647	301	46.5	令和2年4月1日
徳島県	令和4年度まで57%	88	88	1,360	770	56.6	令和2年4月1日
香川県	令和2年度まで40%	64	62	882	312	35.4	令和2年3月31日
愛媛県	令和2年度まで45%	158	149	1,520	624	41.1	令和2年4月1日
高知県	令和2年度まで50%	150	136	1,994	605	30.3	令和2年5月1日
福岡県	令和元年度まで42% 本県総合戦略のKPIに合わせて令和元年4月1日時点までに目標を達成し、それを維持することとしている。	94	94	1,305	552	42.3	令和2年4月1日
佐賀県	40%(年度設定はしていない)	96	65	1,245	541	43.5	令和2年3月31日
長崎県	令和2年度まで40%	60	59	1,063	396	37.3	令和2年4月1日
熊本県	令和2年度まで40%	123	122	1,796	698	38.9	令和2年3月31日
大分県	令和2年度まで40%	116	109	2,001	731	36.5	令和2年3月31日
宮崎県	令和3年度まで50%	82	82	1,288	591	45.9	平成31年3月31日
鹿児島県	令和4年度までに40%以上	88	86	1,668	675	40.5	令和2年3月31日
沖縄県	令和3年度まで40%	165	123	1,788	529	29.6	令和2年4月1日
計		4,749	4,452	67,245	24,882	37.0	
札幌市	令和4年度まで40%	85	84	1,807	577	31.9	令和2年3月31日
仙台市	令和2年度まで40%	139	137	1,999	742	37.1	令和2年3月31日
さいたま市	令和5年度まで42%	156	152	2,132	760	35.6	令和2年4月1日
千葉市	令和3年度まで38%	106	99	1,503	438	29.1	令和2年4月1日
横浜市	令和2年度まで50%	273	273	3,024	1,208	39.9	令和2年4月1日
川崎市	令和3年度まで40%	286	267	3,046	946	31.1	令和2年6月1日
相模原市	令和9年度まで40%	169	150	2,599	866	33.3	令和2年3月31日
新潟市	令和2年度まで45%	163	160	2,570	1,100	42.8	令和1年7月1日
静岡市	令和4年度まで40%	125	110	1,553	472	30.4	令和2年4月1日
浜松市	令和6年度まで35%	64	57	985	292	29.6	令和2年6月1日
名古屋市	令和2年度まで40~60%	93	90	1,990	695	34.9	令和2年4月1日
京都市	令和3年度まで35% 附属機関等のうち男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関の割合を65%	227	227	3,823	1,360	35.6	令和2年3月31日
大阪市	令和2年度まで40%	103	100	2,929	1,054	36.0	令和2年4月1日
堺市	令和3年度まで40%以上60%以下	82	80	1,404	532	37.9	令和2年4月1日
神戸市	令和2年度まで35%	185	151	2,951	917	31.1	令和2年3月31日
岡山市	男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。	68	67	1,192	509	42.7	令和2年4月1日
広島市	委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす(令和2年度 100%)	70	66	1,243	373	30.0	令和2年4月1日
福岡市	令和2年度まで40%	71	71	1,571	555	35.3	令和2年8月1日
北九州市	令和5年度まで 附属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す	82	82	1,447	769	53.1	令和2年7月1日
熊本市	令和8年度まで40%	128	102	1,518	421	27.7	令和2年4月1日
計		2,675	2,525	41,286	14,586	35.3	
合計		7,424	6,977	108,531	39,468	36.4	

(注) 計及び合計欄の女性比率は、各都道府県それぞれの女性比率を単純平均した数値。

(内閣府男女共同参画局 令和2年12月公表)

(5) 一般行政職の職位別、年代、男女別職員数(令和3年4月1日現在)

	職員数				10代			20代			30代			40代			50代			60代		
	男	女	計	女性割合	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
8級 局長級	25	0	25	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	20	0	20	4	0	4
7級 局次長級	35	4	39	10%	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	32	3	35	2	1	3
6級 参与級	34	2	36	6%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	2	36	0	0	0
5級 課長級	155	19	174	11%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	138	19	157	7	0	7
4級 課長補佐級	174	29	203	14%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	6	71	104	23	127	5	0	5
3級 係長級・主査級	677	240	917	26%	0	0	0	0	0	0	196	64	260	341	121	462	102	48	150	38	7	45
2級 主任主事級	496	371	867	43%	0	0	0	158	123	281	274	202	476	51	32	83	13	10	23	0	4	4
1級 主事級	129	105	234	45%	9	4	13	109	94	203	7	6	13	2	1	3	2	0	2	0	0	0
計	1,725	770	2,495	31%	9	4	13	267	217	484	478	272	750	470	160	630	445	105	550	56	12	68

(注) 「市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による一般行政職員。

(資料 総務局人事課)

(6) 教育職員(市立小・中学校の正規教育職員)の職位別、年代、男女別職員数(令和3年5月1日現在) ※再任用を含む

職位	職員数				10代			20代			30代			40代			50代			60代		
	男	女	計	女性割合	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
校長	106	17	123	13.8%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	15	92	29	2	31
教頭	98	27	125	21.6%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	15	77	23	100	9	1	10
主幹教諭	30	6	36	16.7%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	11	20	5	25	0	0	0
教諭	1055	1175	2230	52.7%	0	0	0	218	239	457	305	297	602	155	230	385	236	328	564	141	81	222
合計	1,289	1,225	2,514	48.7%	0	0	0	218	239	457	305	297	602	177	234	411	410	371	781	179	84	263

(資料 教育委員会事務局教育局教職員課)

2 成果指標に係る数値

第3次静岡市男女共同参画行動計画では、10の基本目標に対して、14の成果指標を定めています。
以下に、その指標の推移を掲載します。

(計画期間:平成27年度～令和4年度、中間目標値:平成30年度末時点、目標値:令和4年度末時点)

●基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

① 指標1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感(男性の方が優遇と感じる人の割合)

【中間目標値:65%以下、目標値:60%以下】

年 度	男性の方が優遇	(参考)
		女性の方が優遇
平成26年度	67.7%	2.5%
平成30年度	74.4%	4.6%
令和3年度	75.8%	2.9%

※ 平成26年度調査は「男性が非常に優遇、どちらかといえば男性優遇、平等、どちらかといえば女性優遇、女性が非常に優遇、わからない」の6択

平成26年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・市民協働推進課)

平成30年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

① 指標2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合

【中間目標値:46%、目標値:60%】

年 度	実施割合	内 訳		
平成29年度	44.5%	510	クラス中、	227 クラス
平成30年度	36.8%	489	クラス中、	180 クラス
令和元年度	25.4%	477	クラス中、	121 クラス
令和2年度	40.6%	473	クラス中、	192 クラス

※ 調査対象は、静岡市立中学校全学年の普通学級。(男女共同参画課調べ)

(内訳)

学 年	1年	2年	3年	計
平成29年度	35.1%	32.1%	65.5%	44.5%
平成30年度	32.9%	26.3%	50.9%	36.8%
令和元年度	22.6%	20.3%	32.9%	25.4%
令和2年度	38.1%	38.0%	45.8%	40.6%

●基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進

① 指標3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合

【中間目標値:68%、目標値:80%】

年 度	賛成する男性の割合	(参考)	
		反対	どちらともいえない
平成26年度	58.9%	2.3%	33.0%
平成30年度	62.9%	3.5%	33.0%
令和3年度	79.0%	2.4%	17.6%

平成26年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・市民協働推進課)

平成30年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

② 指標4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合

【中間目標値:12%以下、目標値:8%以下】

年	静岡市	(参考)
		国
平成24年度	15.9%	15.8%
平成29年度	14.8%	14.3%

平成24年:就業構造基本調査

平成29年:就業構造基本調査

●基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

① 指標5 市の審議会等における女性委員の割合

【中間目標値:36%、目標値:40%】

年度	割合	(内訳)委員総数と女性委員数		
平成30年度(4月1日時点)	31.4%	1,516	委員中、	476 人
令和元年度(4月1日時点)	31.4%	1,517	委員中、	477 人
令和2年度(4月1日時点)	30.4%	1,553	委員中、	472 人
令和3年度(4月1日時点)	29.8%	1,576	委員中、	470 人

(男女共同参画課調べ)

② 指標6 管理的職業従事者に占める女性の割合

【中間目標値:21%、目標値:30%】

年	静岡市	(参考)
		国
平成22年	12.9%	13.7%
平成27年	16.0%	16.4%

平成22年:国勢調査

平成27年:国勢調査

●基本目標5 地域における男女共同参画の推進

① 指標7 自治会・町内会における女性役員の割合

三役(会長・副会長・会計)

【中間目標値:15%、目標値:20%】

年度	割合	内訳		
令和元年度(4月1日時点)	13.3%	3,769	人中、	502 人
令和2年度(4月1日時点)	13.2%	3,754	人中、	497 人
令和3年度(4月1日時点)	15.1%	3,777	人中、	571 人

(内訳)会長

年度	割合	内訳		
令和元年度(4月1日時点)	3.2%	955	人中、	31 人
令和2年度(4月1日時点)	2.8%	954	人中、	27 人
令和3年度(4月1日時点)	4.1%	955	人中、	39 人

(内訳)副会長

年度	割合	内訳		
令和元年度(4月1日時点)	11.3%	1,829	人中、	207 人
令和2年度(4月1日時点)	12.2%	1,819	人中、	222 人
令和3年度(4月1日時点)	12.8%	1,802	人中、	231 人

(内訳)会計

年度	割合	内訳		
令和元年度(4月1日時点)	26.8%	985	人中、	264 人
令和2年度(4月1日時点)	25.3%	981	人中、	248 人
令和3年度(4月1日時点)	29.5%	1,020	人中、	301 人

(男女共同参画課調べ)

●基本目標6 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

① 指標8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度

【中間目標値:62%、目標値:80%】

年 度	言葉と意味の両方を知っている	言葉だけ知っている	合計
平成25年度	21.2%	23.3%	44.5%
平成30年度	40.0%	29.2%	69.2%
令和3年度	集計中		

平成25年度:女性の労働実態調査(男女共同参画課)

平成30年度:女性の労働実態調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:女性の労働実態調査(男女共同参画課)

② 指標9 「職場」における男女の平等感(男性の方が優遇と感じる割合)

【中間目標値:44%以下、目標値:30%以下】

年 度	男性が非常に優遇	どちらかといえば男性が優遇	合計
平成26年度	13.1%	42.0%	55.1%
平成30年度	12.1%	37.2%	49.3%
令和3年度	10.2%	38.8%	49.0%

平成26年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・市民協働推進課)

平成30年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備

① 指標10 保育所待機児童数(年度当初・年間)

【中間目標値:0人、目標値:0人】

年 度	年度当初
平成30年度	0人
令和元年度	0人
令和2年度	0人
令和3年度	0人

(子ども未来課調べ)

●基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

① 指標11 ひとり親家庭の親の非正規就業率

【中間目標値:減少、目標値:減少】

年 度	母子家庭	父子家庭
平成25年度	58.8%	23.8%
平成30年度	52.2%	22.7%

平成25年度:静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査(子ども家庭課)

平成30年度:静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査(子ども家庭課)

●基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶

① 指標12 DV相談窓口の周知度(市役所・各区役所の相談窓口)

【中間目標値:76%、目標値:100%】

年 度	知っている割合
平成24年度	52.3%
平成27年度	32.7%
平成30年度	57.4%
令和3年度	56.7%

平成24年度:男女間における暴力に関する調査(男女共同参画課)

平成27年度:市民意識調査(共生都市)(広報課)

平成30年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

② 指標13 夫婦間における、「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」、を暴力と認識する市民の割合

【中間目標値:足でける89%・平手で打つ87%・なぐるふりをしておどす79%、目標値:100%】

年 度	どんな場合でも暴力にあたると思う	割合
平成27年度	足でける	78.2%
	平手で打つ	74.0%
	なぐるふりをして、おどす	59.0%
平成30年度	足でける	78.4%
	平手で打つ	79.4%
	なぐるふりをして、おどす	57.4%
令和3年度	足でける	87.2%
	平手で打つ	76.9%
	なぐるふりをして、おどす	65.6%

平成27年度:市民意識調査(共生都市)(広報課)

平成30年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女参画・多文化共生課)

令和3年度:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援

① 指標14 子宮頸がん検診の受診率(69歳以下)

【中間目標値:45%、目標値:50%】

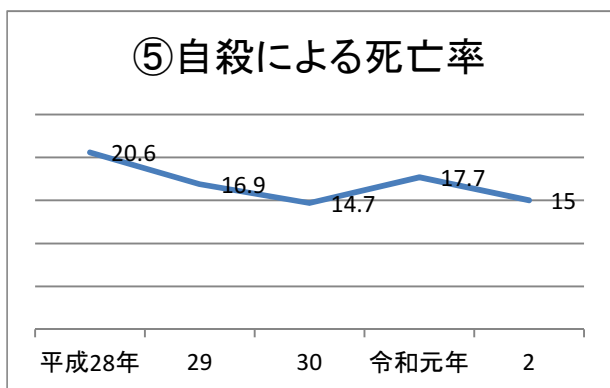
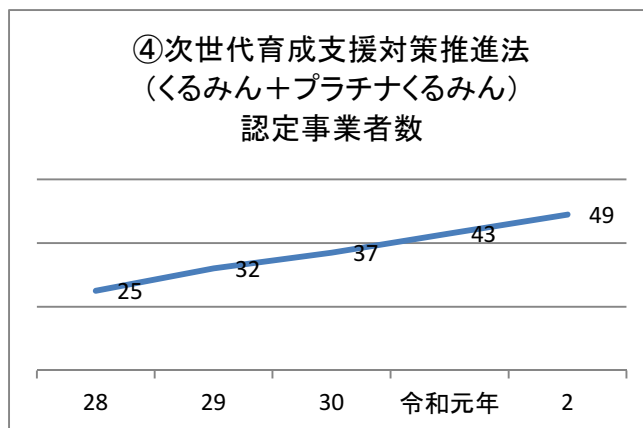
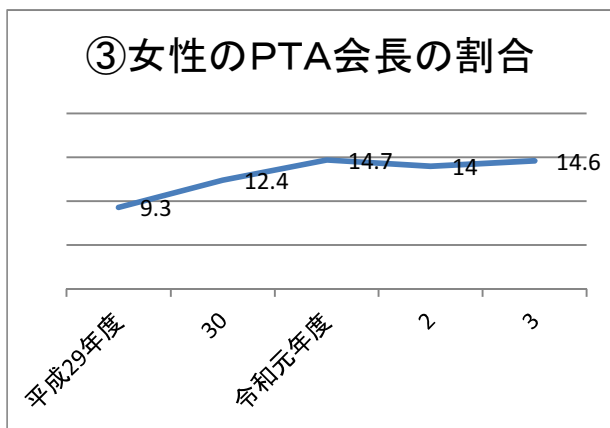
年 度	割合
平成29年度	44.5%
平成30年度	43.0%
令和元年度	41.9%
令和2年度	41.5%

(健康づくり推進課調べ)

第3次男女共同参画行動計画のモニタリング指標

項目	現状値	担当課等
① 社会における女性の活躍状況について、国際機関が各国を順位付けしていることを知っている人の割合	25.0% (H30年度)	市男女共同参画課調べ
② 30代女性の有業率	30～34歳 78.7% (H29年度)	就業構造基本調査 (総務省統計)
	35～39歳 70.4% (H29年度)	
③ 女性のPTA会長の割合	14.6% (R3年度)	市男女共同参画課調べ
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた市内事業所数(実事業者数)	49 (R2年)	市男女共同参画課調べ
⑤ 自殺による死亡率 (人口10万人あたりの自殺死亡者数)	15.0 (R2年)	市精神保健福祉課調べ
⑥ 女性の役員がいる自主防災組織の割合	53.5% (R1年度)	市女性会館調べ
⑦ LGBTなど性的少数者の認知度	45.8% (R3年度)	市男女共同参画課調べ
⑧ LGBTなど性的少数者に関する事業所の取組率	8.9% (H30年度)	市男女共同参画課調べ

(モニタリング指標：目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと)



DV防止基本計画の成果指標

項目	現状値				目標値 (R4年度末)
	H24年度	H27年度	H30年度	R3年度	
①DV相談窓口の周知度	52.3%	32.7%	57.4%	56.7%	100%
②夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	足でける	—	78.2%	78.4%	100%
	平手で打つ	—	74.0%	79.4%	
	なぐるふりをして、おどす	—	59.0%	57.4%	
③DV防止法の認知度	73.6%	—	84.5%	90.0%	100%

※③は法律の成立を知っている人の統計。(市民意識調査)

DV防止基本計画のモニタリング指標

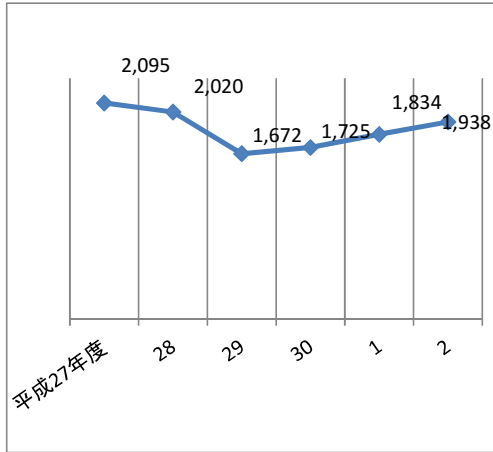
(R1年度、R2年、R2年度分)

項目	現状値	担当課等
① 女性会館相談室 相談件数	1,938件 (R2年度)	市男女共同参画課調べ
② 各区女性相談 相談人数	709人 (R2年度)	市福祉総務課調べ
③ 静岡県警で受理したDVに関する相談件数	542件 (R2年)	静岡県警察本部人身安全対策課調べ
④ 静岡県配偶者暴力相談支援センターにおけるDVを原因とする一時保護件数	44件 (R2年度)	静岡県女性相談センター調べ
⑤ 静岡地方裁判所管内における静岡県の保護命令発令件数	44件 (R1年度)	最高裁判所調べ
⑥ 配偶者間の暴力(殺人・暴行・傷害)の検挙件数(静岡県)	485件 (R2年)	静岡県警察本部人身安全対策課調べ

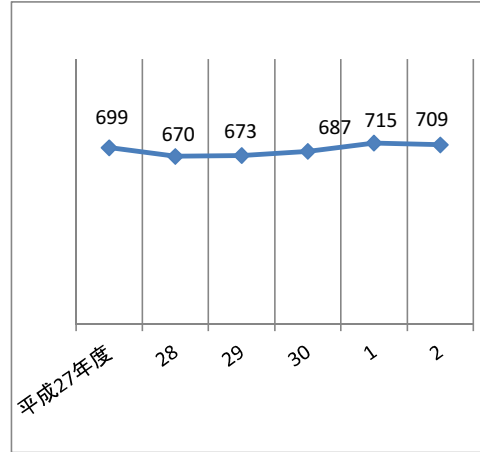
(モニタリング指標 : 目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと)

モニタリング指標の推移(図表)

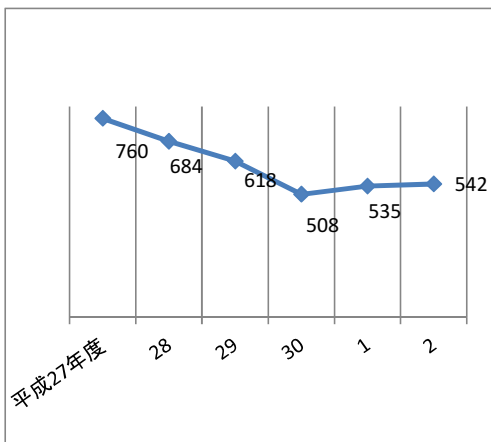
①女性会館相談室 相談件数 (延べ件数)



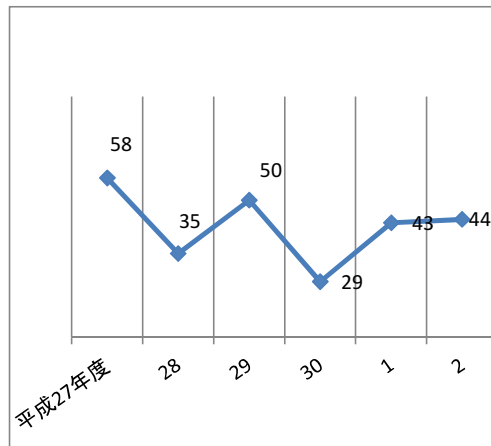
②各区女性相談 相談人数 (実人員)



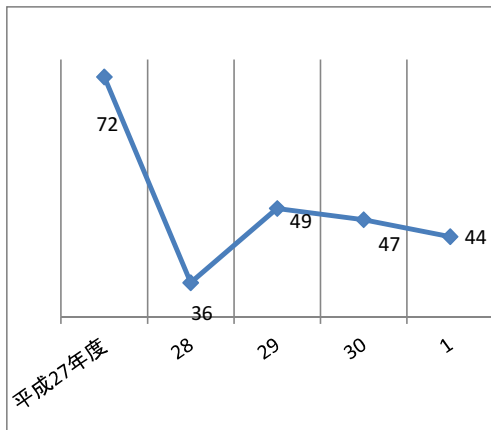
③静岡県警で受理したDVIに関する相談件数



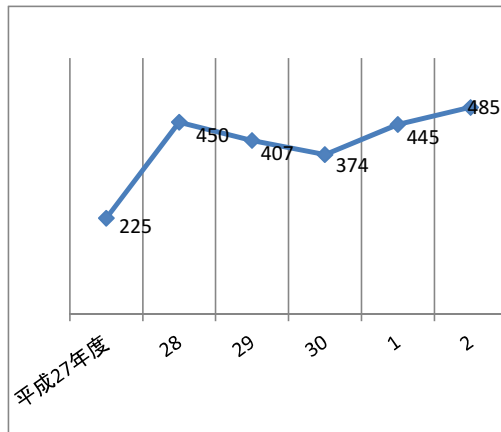
④静岡県配偶者暴力相談支援センターにおけるDVを原因とする一時保護件数



⑤静岡地方裁判所管内における静岡県の保護命令発令件数



⑥配偶者間の暴力(殺人・暴行・傷害)の検挙件数(静岡県)



静岡市女性活躍推進計画の成果指標

項目		数値			
		策定時 (H28)	速報値 (H30)	速報値 (R3)	目標値 (R4)
基本目標 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置					
指標 1	25～44歳女性の有業率※1	69.4% (H24)	77.3% (H29)		80%
指標 2	15～64歳女性で働くことを希望しながら仕事についていない人の割合※2	17.7% (H24)	15.7% (H29)		10%
指標 3	管理的職業従事者に占める女性の割合※3	12.9% (H22)	16.0% (H27)	集計中	30%
基本目標 2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備					
指標 4	男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26)	62.9% (H30)	79.0% (R3)	80%
指標 5	週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (H24)	14.8% (H29)		8%以下
指標 6	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25)	69.2% (H30)	集計中	80%

- ※1 就業構造基本調査
25～44歳は子育てしながら就業している主な年齢層
- ※2 就業構造基本調査（無業の求職者と非求職者の合計）
15～64歳は生産年齢人口
- ※3 国勢調査